

○令和7年3月10日（月）

開議 午前10時00分

散会 午後4時56分

○出席委員（14名）

委員長	えびな 安 信
副委員長	塩 尻 英 明
委員	上 野 和 幸
委員	植 木 だいすけ
委員	皆 川 ゆきたけ
委員	たけいし よういち
委員	まじま 隆 英

委員	高 木 ひろたか
委員	高 橋 ひでとし
委員	菅 原 範 明
委員	石 川 厚 子
委員	高 見 一 典
委員	中 村 のりゆき
委員	松 田 卓 也

○欠席委員（1名）

委員	あ べ な お
----	---------

○出席議員（1名）

議長	福 居 秀 雄
----	---------

○説明員

副市長	菅 野 直 行
副市長	梶 井 正 将
総合政策部長	熊 谷 好 規
総合政策部次長	北 嶋 一 雅
総合政策部次長	小 澤 直 樹
総合政策部政策調整課主幹	狩 野 大 助
行財政改革推進部長	浅 利 豪
行財政改革推進部次長	矢 萩 力
行財政改革推進部行政改革課長	梶 山 朋 宏
地域振興部長	三 宅 智 彦
地域振興部次長	板 谷 一 希
地域振興部次長	佐々木 康 成
地域振興部次長	佐 瀬 勝 明
地域振興部地域振興課主幹	菊 地 一 人
地域振興部都市計画課主幹	原 智 之

地域振興部交通空港課主幹	松 本 学
防災安全部長	内 村 充 彦
防災安全部防災課長	紺 田 勝 哉
防災安全部防災課主幹	竹 内 孝
観光スポーツ部長	菅 原 稔
消 防 長	河 端 勝 彦
消防本部次長	西 館 拓
消防本部警防課救急担当課長	原 井 孝
消防本部警防課主幹	加 藤 博 義
消防本部指令課長	松 本 達 雄
病院事業管理者	青 木 秀 俊
市立旭川病院事務局長	木 村 直 樹
市立旭川病院事務局経営管理課長	吉 田 朋 生
市立旭川病院事務局地域医療連携課主幹	古 川 雄 輔

○事務局出席職員

議会事務局長	稲田俊幸
議事調査課主査	長谷川香織
議事調査課書記	朝倉あゆみ

議事調査課書記	桐山未悠
議事調査課会計年度任用職員	河合理子

○えびな委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会総務経済建設分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、ただいまのところ 14 名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に、あべ委員から欠席する旨の届出があります。

ここで、過日の分科会で、高見、まじま、石川厚子各委員から要求のありました 8 件の資料につきましては、委員各位に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は必要でしょうか。

(「要りません」の声あり)

○えびな委員長 それでは、資料の説明につきましては、省略させていただきます。

ここで、特に御発言はございますか。

○高木委員 資料を 1 点お願いしたいと思います。

令和 7 年 2 月 7 日に実施されました予算案の概要の記者会見の資料の中の基金残高の推移と市債残高の推移が分かる資料をお願いいたします。

○上野委員 私も、資料を 2 点お願いいたします。

総合政策部のほうに、令和 7 年度当初予算の物価高騰対策の分かる資料をお願いいたします。

それから、もう一点、観光スポーツ部に旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会の規約について、資料として求めます。

○えびな委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 01 分

再開 午前 10 時 02 分

○えびな委員長 再開いたします。

ただいま御要求のありました資料につきまして、提出の可否と時期について、理事者に発言を求めることといたします。

○熊谷総合政策部長 高木委員から御要求のありました、令和 7 年 2 月 7 日に実施いたしました令和 7 年度予算案の概要の記者会見資料のうち、基金残高の推移及び市債残高の推移につきましては、高木委員の質疑前までに提出いたします。

続きまして、上野委員から御要求がございました令和 7 年度当初予算の物価高騰対策が分かる資料につきましては、上野委員の質疑前までに提出いたします。

○菅原観光スポーツ部長 上野委員から御要求のありました資料、旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会規約につきましては、委員の御質疑前までに提出いたします。

○えびな委員長 ただいま御要求があり、提出可能な資料につきましては、予算等審査特別委員会の資料といたしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

それでは、議案第 44 号の分担部分のうち総務常任委員会所管分、議案第 47 号、議案第 55 号ないし議案第 60 号、議案第 62 号、議案第 64 号の分担部分のうち総務常任委員会所管分、議案

第65号、議案第66号及び議案第95号の以上13件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○高橋ひでとし委員 おはようございます。

新年度予算につきましては、大変厳しい財政状況の中で編成されたものと存じますが、まず、端的に質疑いたします。

今回の予算編成を通じての課題は何か、お示してください。

○小澤総合政策部次長 令和7年度予算では、義務的経費である扶助費や人件費のほか、予防接種費や業務システムの最適化経費の増等により13億3千万円の財源不足が生じ、財政調整基金繰入金で補填したところでございます。

本市におきましては、当初予算で財政調整基金繰入金を計上しなければならない状況が続いており、昨今の物価高騰や人件費上昇の影響等で繰入額はコロナ禍前よりも増加し、基金残高が減少していることから、財源不足額の縮小、解消が財政の大きな課題であるというふうに認識をしております。

○高橋ひでとし委員 旭川市行財政改革推進プログラム2024が昨年4月に策定され、各部局がこのプログラムに基づいて取組を進めていくということになっておりますが、具体的な視点や取組項目はどのようなになっているのか、お示してください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 旭川市行財政改革推進プログラム2024では、行財政改革に向けました目標の実現のための視点として、マネジメント、財政健全化、連携・協働の3つを設け、それぞれの視点を補完するために、まず1つ目の視点のマネジメントに関しましては、職員の新しい働き方の実現等を取組項目とします働きがい改革に向けた組織マネジメントと人材育成、DX推進による市民サービスの向上等を取組項目とする誰一人取り残さないDXの実現、2つ目の財政健全化に関しましては、ふるさと納税の推進等を取組項目といたします健全な財政運営のための歳入確保、公共施設保有量の最適化推進等を取組項目とします持続可能な行政サービスに向けた歳出削減、3つ目の視点であります連携・協働に関しましては、公営企業の経営健全化等を取組項目といたします社会情勢に対応した公営企業等の経営、BPO等業務委託の推進等を取組項目とします多様な主体との連携・協働といった6つの柱と細かな取組項目を設定したところでございます。

○高橋ひでとし委員 今、答弁の中に、社会情勢に対応した公営企業等の経営という一文がありましたが、公営企業の経営健全化を図るために、一般会計からの繰り出しもやむを得ない、そういう状況だと推察いたしますが、かかる公営企業への繰り出しはいかなる基準で行われ、繰り出し額はどのように推移しているのかをお示してください。

○小澤総合政策部次長 公営企業は、地方財政法及び地方公営企業法において、その経営に要する経費は経営に伴う収入をもって充てることとされる一方、その性質上、当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、当該公営企業の性質上、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等については、一般会計等が負担するものとされております。

公営企業会計に対する繰り出しの基本的な考え方につきましては、いわゆる繰出基準として、毎年度、総務省から示されており、本市においても、この繰出基準を参考にその額を算定しているほ

か、繰出基準に定めのない、例えば水道料金の減免に要する経費やふるさと納税による寄附金を活用した医療機器の整備に要する経費などについては、いわゆる基準外として繰り出しを行っております。

次に、令和7年度を含む過去3年の繰出金の予算額の推移について、企業会計ごとに合計額を1千万円単位で申し上げます。

まず、水道事業会計では、令和5年度が3億1千万円、令和6年度が2億9千万円、令和7年度が2億7千万円、下水道事業会計では、令和5年度が11億8千万円、令和6年度が13億9千万円、令和7年度が13億3千万円、最後に、病院事業会計では、令和5年度が16億3千万円、令和6年度が17億9千万円、令和7年度が18億3千万円となっております。

○高橋ひでとし委員 これまでの質疑の中で、公営企業への予算支出、特に市立旭川病院への一般会計からの繰り出し額が年々増加し、しかも、18億3千万円という多額に及んでいることが明らかになりました。今後の本市財政全体の在り方と健全化を確立するためには、市立旭川病院の経営改善がその存続の検討を含めて極めて重要な課題であります。

そこで、今後の病院の経営改善につき、質疑させていただきたく、同病院の本分科会への出席を求めます。

○えびな委員長 ただいま、高橋ひでとし委員から市立旭川病院に対する出席要求がありましたので、出席を求めることでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○えびな委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○えびな委員長 再開します。

御質疑願います。

○高橋ひでとし委員 まず、市立旭川病院の令和7年度予算案の概要をお示してください。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 令和7年度予算の概要につきましては、年間の患者数を、入院患者数で前年度予算から730人増の11万2千55人、外来患者数で3千159人減の21万438人と予定しており、収益的収支は、収入が2億7千918万7千円増の135億5千202万9千円、支出が6億1千937万4千円増の143億6千299万5千円で、支出が収入を上回り、8億1千252万2千円の純損失を計上しております。資本的収支は、収入が5千845万3千円減の15億8千860万円、支出は1千977万4千円減の22億1千972万円を計上しております。

これらの結果、単年度資金収支はマイナス10億8千947万9千円となり、令和7年度末の資金収支累計額はマイナス15億5千677万7千円を見込んでいます。

○高橋ひでとし委員 令和6年第4回定例会におけるえびな安信議員による一般質問において、市立病院の危機的な経営状況が明らかになっています。当初、約12億5千400万円との赤字計上の見込みでしたが、最終的には、資料を見ると、さらに赤字額が拡大し、約15億1千500万円

の赤字になるとのことです。

まず、この2億6千100万円もの赤字拡大の原因を御説明ください。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 令和6年度決算見込みにおける赤字額拡大の要因につきましては、主に人事院勧告に伴う給与改定によるもので、これにより給与費の支出見込額が2億6千300万円増加したものであります。

○高橋ひでとし委員 そのような原因を解消するために、具体的にどのような対策を取っているのか、その内容と効果を数字とともにお示しください。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 給与改定の対応に限定したものではございませんが、収支改善に向けた主な対策といたしましては、令和6年1月から、経営コンサルタント会社からのアドバイスにより、入院診療における包括評価分の医療資源投入の適正化、効率化のほか、診療報酬加算の取得増などを進めております。このことによる具体的な効果額の算出は難しいですが、患者数が伸び悩んでいる中でも収益の増加に結びついているものと考えております。

また、昨今の医療需要に対応するため、令和6年10月からは2名の常勤医師が赴任し、新たに血管外科を開設したところであり、これに伴い、令和6年度において2億円の収益増を見込んでおります。

○高橋ひでとし委員 一番最初の質問の中で、令和7年度の単年度資金収支がマイナス10億8千947万9千円、年度末の資金収支累計額がマイナス15億5千677万7千円と、年度開始以前から10億円超もの赤字が見込まれるというのは、一般企業であれば異常と評価せざるを得ない事態だと言えます。今後もそのようなことが続けば、市全体の財政赤字拡大の重要な課題となることは明らかです。

そこで、何ゆえそのような高額な赤字が見込まれてしまうのか、その原因と今後の解決策を具体的に明らかにしてください。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 まず、資金収支赤字の原因につきましては、コロナ禍により減少した患者数がコロナ禍以前の水準まで回復していない中、物価高騰に加え、人件費や労務単価の上昇に伴い、費用が大きく増加し、さらに、診療報酬がこうした物価高騰や人件費上昇に対応したものとなっていないことが原因として挙げられます。

これらに対する解決策として、令和7年度の予算案作成に当たりましては、増加が続いております人件費を縮減するための方策として、各部署の会計年度任用職員の配置や労働時間が適正かどうかの点検を行い、職員数や勤務時間の減により約4千200万円の人件費を縮減し、また、当院の医療機器の保守点検について、放射線部門や検査部門など各部署においてその必要性の精査を行い、委託契約の減に取り組み、約3千100万円の委託料を縮減いたしました。また、令和7年度においては、4月から整形外科の常勤医師1名が赴任し、16年ぶりに病棟を再開することで、患者数や手術件数の増加が期待されますことから、収支の一定の改善につながるものと認識しております。

これら取組を行ったところではありますが、令和7年度の資金収支の見込みはマイナス10億8千947万9千円となっているところでございます。

○高橋ひでとし委員 人件費と、あと整備に係る費用という大きな2つの要因だというお話がありました。人件費については、もっと前から、令和6年度以前からしっかり精査することができたんじゃないでしょうか。御回答をお願いいたします。

○木村市立旭川病院事務局長 人件費ですけれども、私どもが今持っている病床、あるいは病棟、そういったところは、基本的には、急性期病院である以上、看護体制ということが決まっております、必要な医療職員というのは確保しなければ施設基準に合った診療報酬が取れないということになっておりますので、人件費削減という中でも人を削減するというのはなかなか難しい状況であります。

また、正職員の給与については、基本的に市も同じでありますけれども、人事院勧告に準拠しているということになりますので、基本的にはそういった形でベースアップをしていくということが必要になります。

一方、会計年度任用職員につきましては、例えば、令和2年度以降、新型コロナの対応が必要になってきて臨時的な業務が増えてきたという中で、臨時的に増やしてきたという状況が実はあります。そういったものについては、現状、一般的にといいますか、世の中的には新型コロナはもう終わったような感じになっているかもしれませんが、医療機関にとってはまだ続いておりますけれども、そうは言いながらも、医療提供体制を平時のものに戻すというような、今、流れになっておりますので、そこは一旦見直して、先ほど課長から答弁いたしましたとおり、会計年度任用職員に関しては一定の削減をさせていただいたというところでございます。

○高橋ひでとし委員 もし、病院の資金不足比率の算定が10%、さらには20%を超えて総務省等による監視病院となってしまった場合、病院の経営上、どのようなことになってしまうのか、想定される事態をお示してください。

○吉田市立旭川病院事務局経営管理課長 資金不足比率が10%を超えた場合には、医療機器等の購入財源となる企業債の発行に際して、おおむね10年で資金不足額を解消する資金不足等解消計画を策定し、北海道に提出するとともに、企業債の発行が同意制から許可制となることから、医療機器の購入、更新等に制限がかかる可能性があります。

また、経営健全化基準とされる20%を超えた場合には、経営健全化計画を議会の議決を経て、定め、速やかに公表することとされているほか、その進捗状況についても、毎年度、議会や北海道への報告等が義務づけられることになります。

さらには、計画の実施状況を踏まえ、経営の健全化が著しく困難と認められた場合、総務大臣または北海道知事から勧告を受ける場合もあるものと認識しております。

○高橋ひでとし委員 要するに、監視病院となってしまった場合、市立病院自ら主体的に経営方針を決定することができなくなって、場合によっては、不採算部門たる診療科の廃止や縮小などを勧告され得る立場となる、そういう理解でよろしいでしょうか。

○木村市立旭川病院事務局長 いわゆる財政健全化法においては、当該地方公共団体が当該公営企業の資金不足比率を、経営健全化基準、これは20%になりますけれども、これ未滿とすることを目標とした経営健全化計画を策定して、その実施状況を国あるいは北海道に報告することとされておまして、その際に、当該公営企業の経営の健全化が著しく困難であると認められた場合には、国または北海道が必要な勧告をすることができるというふうに定められております。

ただ、実際、こういった状況の場合にどういった勧告がなされるかということにつきましては不明でありまして、今、委員がおっしゃった不採算部門の診療科の廃止や縮小といったところにまで勧告内容が及ぶのかどうかということについては分かりかねるところであります。

ただ、実際、仮に勧告がなされずとしても、その診療科を廃止あるいは縮小してしまうと、その地域の医療提供体制に大きな影響が生じる不採算医療、そういったものについては、例えば、当院でいくと、本当に大きいのは精神医療といったものになるかと思いますが、こういったものについては勧告の対象にはなり得ないだろうというふうに考えております。

○高橋ひでとし委員 先ほど、人件費が高騰した理由として、いろんな部署に、法令上、定められた人員を配置しなきゃいけないと。それから、今のお話の内容を聞く限りは、監視・監督病院というふうになってしまった場合、不採算部門たる診療科を含めた様々な部門の廃止や縮小などを勧告され得る立場になる、そういうふうに解釈できます。それでいいんですかね、本当に。

○木村市立旭川病院事務局長 質問の趣旨が、すいませんが、よく理解できませんけれども、基本的には、公営企業といえども、経営改善というのは当然必要です。ただ、やはり、病院として運営していく以上、必要な人員は確保しなければなりませんし、必要な医療を提供しなきゃならないというところがありますので、そういったところを前提としながら、経営改善を進めていく必要があるんだろうというふうに思っています。

○高橋ひでとし委員 要するに、風呂敷を広げ過ぎていて、そのための人を配置しなきゃいけない、そういうような問題があるということが明らかになりました。

そのような事態を回避するために、先ほどお話があった監視病院になることを回避するために、現在の赤字経営状態を改善する、そういう趣旨から、これまでの経営方針を抜本的に見直して、経営改善に向けて適切な経営計画を立てるべきではないかというふうに考えます。

まず、その抜本的な改革、それから見直し、そういうことについての見解をお伺いいたします。

○木村市立旭川病院事務局長 抜本的改革ということでもありますけれども、今、当院では、令和5年度から9年度までを計画期間といたします中期経営計画というものを策定しておりまして、この計画に基づいて、毎年度、検証の見直しを加えながら様々な具体的な取組を実施しているというところがあります。

特に、現在は、診療単価が高い入院患者数、入院収益ですね、こちらの増加に特に力点を置いて取り組んでおりまして、私どもは急性期病院、それから紹介受診重点医療機関という枠組みになりますので、今やっているこれらの取組は、決して小手先ではなくて、ある意味、セオリーといいますか、急性期病院としては一丁目一番地の取組であるというふうに考えております。ただ、結果として、その成果が数字に出ていないというところだというふうに考えております。

ですので、今やっている取組が抜本的かどうかというところはありますけれども、先ほど言いましたように、なかなか病院経営の取組は、これをやればもう全て解決できるっていう特効薬的な取組というのは実はありません。地域によっても事情が異なりますので、地域によって異なるかもしれませんが、いろんな取組をやったり重ねていかなければならないというふうに認識をしております。先ほど申し上げましたように、現状からするとやっぱりさらなる取組の必要性というのは認識しております。

こういった現状認識の中で、今後も、今、動かしている中期経営計画を定期的に見直し、点検しながら、経営改善を進めてまいりたいというふうに考えております。

○高橋ひでとし委員 中長期計画に従ってやるということは、抜本的な改革ではなくてマイナーチェンジをしていく、そういうような経営方針であるというふうに理解いたしました。

赤字額の大きさというものを考慮すれば、これまでの経営方針をマイナーチェンジすることではなくて、今後の市立病院の経営を考察したとき、言わば小手先の改善策ではない、中長期的な視点からの抜本的経営改革を考えていかなきゃいけないというふうに私は考えます。その具体的な改善策をお示ししたいと思います。

まず、例えば、本市の他医療機関、特に市内基幹病院との役割分担の明確化による地域内医療分担の確立という手法が考えられます。例えば、ある病院はこれとこれが強いから、そちらが主体的にそれを行う、ほかの病院はこれとこれが強いからこちらを主体的に行う、そういう地域内における基幹病院間の役割分担の明確化をしていく、そういう手法が考えられると思います。この点に対するお考えをお示してください。

○木村市立旭川病院事務局長 現在、市内に基幹病院が5つありますけれども、各医療機関では、その特性、あるいは強みを生かして、その役割を分担しながら医療を提供しております。

当院においては、これまでも、議会のほうで、様々、答弁させていただいておりますけれども、1次救急、2次救急、それから、がん、心疾患などの急性期における高度医療、小児医療、精神医療などの不採算医療、それから、新型コロナなどの新興感染症に対応する感染症指定医療機関、こういった役割を地域医療の中で担っているという状況になっております。

こうした役割を地域で維持し、それをさらに明確化することについては、地域医療の質の向上ですとか、あるいは効率的な病院運営、それにつながるものであるということ、それについてはおっしゃるとおりかなというふうに思います。

ただ一方で、今、具体的に提案のありました地域内医療分担ということですが、委員からお話がありましたとおり、例えば、A病院ではB診療科、C診療科、D病院ではE診療科とF診療科というように、ある意味、診療科を特化してその病院で診療科を独占するというような趣旨だとすれば、それを診療科の集約という表現で申し上げますけれども、この診療科の集約ということは、当然、その病院にとってはその診療科にかかる患者さんがその病院にしか行きませんので、収益性のメリットはあるというふうに考えますけれども、患者さんの立場からすると、選択肢が狭められたりですとか、あるいは、今、特に高齢者の患者さんなんかは、当院に来て、1つの診療科で帰られる患者さんってあまりなくて、複数の診療科にかかって帰る方が非常に多いです。そういった患者さんの利便性が損なわれてしまうということ、あるいは、救急医療からすると、特定の診療科を持っているところに患者さんが集中する、あるいは、今、2次救急というのは当番制でやっていますけれども、そういったものの体制がやっぱり崩れてしまうと。

それから、今回、新型コロナで教訓になりましたけれども、どこかの基幹病院で例えば新興感染症の集団感染が起きて、いわゆるクラスターになってしまうと、そういったものが発生したときには、その病院は、基本的に、一旦、医療を停止しなければならないというような状況になりますので、その病院が独占している診療科の診療を受けられる医療機関がほかになくなってしまいうような、様々、医療提供の面で課題があるのかなというふうに考えております。

○高橋ひでとし委員 今の回答では、要するに、風呂敷を広げたまんまで、人件費をずっとこれまでどおり負担しながら、市立病院としては地域内での基幹病院との役割分担を検討しないと、いろいろ御説明されていましたが、要するにそういう意味だというふうに理解できますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

そうであれば、何ゆえ、そのような経営判断をあえて取ろうとしておられるのか、その理由をお示してください。

○木村市立旭川病院事務局長 今、御答弁を申し上げましたけれども、診療科の集約という部分は、やはり、収益性のメリットはありますけれども、患者さんの利便性、それから医療提供体制に大きな課題があるのかなというところでありまして、実は、当院には、基本理念というのがあります。患者さん中心の医療を行い、市民から信頼される病院を目指しますというふうにうたわれております。この基本理念、これを遵守していくというのは、当院の病院運営上の大前提であるというふうに認識をしております。今、御提案のありました診療科の集約化というところでいきますと、この基本理念には合致しないものと考えられます。

また、公立病院である当院には、やはり、最後のとりでとして、医療提供体制の一翼を担い、地域医療を守り、支えるという使命もあるというふうに認識をしております。診療科の集約については、もちろん現時点で実施すると、しないとも判断したものではありませんけれども、当院が自ら取り組む方向性、これとは異なるものであるというふうに認識をしております。

○高橋ひでとし委員 私の得た情報では、市内の他の基幹病院の一部が、市立病院に対して積極的に基幹病院相互間の役割分担を提案して、そのための協議会の開催を求めているにもかかわらず、市立病院はかたくなにこれを拒絶し続けている、そういう情報があります。真偽のほどは定かではありません。

仮にこれが真実だった場合、どうしてそのような抜本的改革を市立病院がしようとならないのか、この赤字の状況の中で、それから、見込額が非常に膨大な金額になる、そういう状況の中で。この点に対する御見解をお示してください。

○木村市立旭川病院事務局長 今、委員から御質問のありましたその協議会ですね、こちらにつきましては、確認をいたしましたけれども、今おっしゃったような市内の基幹病院からの打診という事実は認められませんでした。

○高橋ひでとし委員 そこは重要なので、確認しますね。一切そういう事実はないということでしょうかいいですね。

○木村市立旭川病院事務局長 そのように理解していただいて結構です。

○高橋ひでとし委員 次に、2つ目の具体的な改善策として、本市内の他の医療機関、特に4つの他の基幹病院からの患者さんを受け入れるという、そういう2次医療の受入れ制度を構築するという改善策も考えられます。具体的には、例えば、医大で手術が終わって、その後、その患者さんをこちらに受け入れて経過観察するとか、逆に、市立旭川病院で手術をされた患者さんを他の4つの基幹病院のほうに移すとか、そういうような手法が考えられるというふうに思います。この点に対するお考えをお示してください。

○古川市立旭川病院事務局地域医療連携課主幹 当院は、急性期病院でありまして、また、紹介受診重点医療機関でありますことから、基本的には地域の医療機関から紹介を受けた重症患者や緊急性が高い患者の手術や入院による治療を中心に行っているものでございますが、他の4つの基幹病院において、例えば、病床が満床であるなどの理由、あるいは対応が困難なケース、また、当院のほうで患者の状態に適した治療を行えるケースなどについては、医師同士が直接調整して当院で治療を行うケースが実際にございます。実態として基幹病院からの2次医療の受入れを行っている

ころでございます。

○高橋ひでとし委員 他の高度医療機関同士の患者の受入れはどうなっているのでしょうか、また、他医療機関からの紹介患者について、市立病院はどの程度の割合を占めているのでしょうか、数字を示して御説明ください。

○古川市立旭川病院事務局地域医療連携課主幹 他の基幹病院からの患者さんの受入れにつきましては、令和6年度の12月までの実績で、旭川赤十字病院、旭川医科大学病院、旭川厚生病院、旭川医療センターの4病院からの紹介件数は604件でありまして、他の医療機関も含めた全体の紹介件数5千581件の1割強を占めている状況でございまして、基幹病院同士の必要な連携も一定程度行っているものと認識してございます。

また、各基幹病院からの当院に対する紹介患者の割合につきましては、個別の医療機関の運営に関わることでありまして、具体的な数字までは把握していないところでございます。

○高橋ひでとし委員 最後に、今後の経営改善のため、経営判断の大きな方向性と具体的な戦略について御説明ください。

○木村市立旭川病院事務局長 現在、具体的にお示しできる内容ということで御答弁申し上げたいと思いますけれども、先ほども申し上げましたが、現在、当院は、診療単価の高い入院患者数、それから入院収益の増加、これについて取り組んでおりますけれども、今後においても、いずれにしても、これは最優先の取組として進めていかなければならないというふうに考えています。

入院患者獲得のルートというのは、実は、大きく3つありまして、1つ目は、先ほど御議論がありました診療所等からの紹介、2つ目が救急車での搬送患者、3つ目が当院での検診受診で異常が認められた方ということであります。

このうち、1つ目の診療所等からの紹介につきましては、診療所側が患者を紹介しやすい環境づくりというのが必要だろうということで、ウェブでの予約システム、これの導入や、医療機関向けの広報誌によります、当院が得意とする、要は強みですよね、その診療科の積極的なPR、こういったものを進めてまいりたいというふうに考えています。

また、2つ目の救急車での搬送患者につきましては、これまでも断らない救急ということで徹底しておりましたけれども、さらにこの徹底を継続していくという考えであります。

一方、診療科関係では、4月から16年ぶりに整形外科の常勤医師を配置し、病棟を再開するというになっておりますし、昨年10月から血管外科が新設されましたけれども、来年度から通年化するということで収益増に期待をしております。どちらも、比較的、高齢者に多い疾患に対応できる診療科になりますので、今後の高齢者増加という需要には対応できるのかなというふうに考えております。

さらには、昨年1月からは、経営コンサルタント業務、これを導入しておりますけれども、この関連では、例えば、リハビリ実施単位数、それから栄養食事指導料、入退院支援加算、こういった診療報酬加算が今年度から増加傾向にありまして、さらに伸ばしていきたい。

また、当院の入院診療の報酬は、DPCと言いまして、包括評価制度と言いますけれども、入院患者さんの出来高ではなくて、診断病名で1日当たりの報酬が定額で決まるという制度になっています。これを採用しておりますので、入院診療で行う検査、注射、投薬などの内容や回数の適正化、これを進めることなどによりまして、費用の削減も含めて収支改善に努めてまいりたいというふう

に考えております。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、現時点ではその結果が出ていない、結果を見いだせていないという状況がありますので、これまでの取組に加え、さらに別の取組が必要だ、そういう認識は当然持っております。今、この場で具体的に申し上げることはできませんけれども、いずれにいたしましても、先ほど申し上げました当院の基本理念、これを遵守し、また、地域医療における公立病院としての役割、これを維持していくという前提での経営改善ということになりますけれども、資金不足比率が経営健全化基準の20%を超えることのないよう精いっぱい取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○高橋ひでとし委員 これも真偽のほどは定かじゃないんですけど、北海道内のある国立大学の医学部、あと、それとは別に地元の医大、縄張り争いが影響しているんじゃないかみたいな、そんなような話もあるところですよ。

旭川市民にとって、市立旭川病院の存続は、生命、身体、安全に直結する重大課題であることは明らかです。病院存続に向けて、経営自体の抜本的改善の必要性、緊急性が高いことを指摘し、改善実現に向けて、今後も御尽力いただくことを期待いたしまして、出席しておられる市立病院の質疑を終わります。

次に、これまで病院存続に向けた取組につき質疑をしてみました。旭川市行財政改革推進プログラム2024では、社会情勢に対応した公営企業等の経営を取組項目としておりますが、その公営企業の経営健全化に向けていかなる取組をどのように行おうとしているのか、お示してください。

○浅利行財政改革推進部長 御承知のとおり、本市の公営企業にはそれぞれ管理者が置かれておまして、法律上、与えられた権限に基づきまして経営に当たっていただいているという状況でございます。

例えば、水道局における管路の老朽化が、今、問題になっておりますけれども、そういったものでありますとか、病院における診療報酬の改定など、公営企業の経営に影響を及ぼす課題が非常に多い状況にございまして、その中で、各公営企業におきましては、上下水道の料金の改定、あるいは人員削減でありますとか、診療科目、あるいは病床の運用の見直しをはじめ、経営の健全化に向けて様々な取組が講じられているということを認識しているところでございます。

病院については、特に、なかなか、上下水道と違いまして、料金というものを自由に設定できないという不利な部分も確かにあるかと思います。その一方で、公営企業の経営悪化は、サービスを受ける市民はもちろんなんですけれども、本市財政にも大きな影響を及ぼすということですから、設置者である市としても、その経営状況や経営の健全化に向けた各種取組の把握というものが重要になるかと思っております。

今回、委員のほうから市立旭川病院の経営状況についてる御質疑がございましたけれども、市長部局といたしましても、現在の非常に厳しい経営状況から改善すべく、今後、市立旭川病院が持つべき機能でありますとか、短期あるいは中長期における効果的な経営手法等について調査、分析を行うため、今年度、私どもとしても、コンサルティング会社に業務委託をしまして、この3月末までにその調査結果というものが出る予定となっております。そういったものを今後参考にしてまいりたいと思っております。

○高橋ひでとし委員 今回は、市全体の財政改革という視点から、その重要課題である公営企業会計の健全化に焦点を当てて質疑させていただきました。今後、単に病院単体の議論とすることなく、本市全体の財政課題としてその改善に向けて尽力していくべきと強く感じております。

最後に、設置者たる旭川市として責任ある立場の方から、経営改善化に向けていかなるお考えをお持ちであるのかを御回答いただき、この項目に関する私の質疑を終わらせたいと思います。

○菅野副市長 市立旭川病院につきましては、道北地域の医療において重要な役割を果たしてございまして、新型コロナウイルス感染症蔓延時におきましては、感染症指定医療機関としてその責任を十分果たしてございますし、圏域の医療体制維持に重要な役割を果たしてまいりました。また、昨年元旦に発生しました能登半島沖地震の際には、いち早く医療チームを派遣するなど、その公共的な役割も果たしてございます。なかなか民間の病院では厳しい対応につきましても、やはり、公立病院としての責任感、責任の中で、これまで対応してきたものと認識をしてございます。

一方で、コロナが収束した後の現在、コロナ禍前の状況には戻っていないことから、経営的には非常に厳しい状況に置かれておりますが、旭川市の財政、繰出金もございますので、与える影響は大きく、やはり経営の安定化が急務であると認識をしてございます。

委員が御指摘のとおり、市の財政には大きな影響がございますので、これから、私どもとしても、市の立場でもその経営について協議をしていかなければならないということでございますけれども、単一の病院の経営という視点だけでなく、やっぱり、この道北地域全体の医療を俯瞰して見る視点も必要だというふうに考えますし、一方で、患者様、市民の命を預かる立場から、地域の医療体制をどうやって提供していくか、そんな課題もあると認識をしてございます。

先ほど、行財政改革推進部長からも答弁を申し上げましたが、現在行っている経営に関する業務委託の調査結果が3月に出ることを予定してございますので、その内容を十分精査させていただいて、経営健全化に向けて取り得る方策について、地域の医療体制を十分に考慮した上で、市の財政的な立場からしっかり病院側と協議、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○高橋ひでとし委員 次に、本市における今後の地域交通の在り方につき、質疑いたします。

まず、令和7年度予算案における市内公共交通維持のための項目のうち、市内バス事業者に対する公金支出と評価できるものをピックアップしてお示ください。

○松本地域振興部交通空港課主幹 バス関連の取組といたしましては、燃料費等の高騰に対するものとして、市内路線バス事業者への運行支援金に4千800万円、深刻化するバス運転手不足に対応するものとして地域おこし協力隊制度を活用した対策に2千200万円、大型自動車第2種免許の取得等に係る補助や、市外から移住して路線バス運転手となる方に対する助成に180万円、路線バスの利用促進を目的としてバス無料DAYの実施に2千493万円などを計上しております。

○高橋ひでとし委員 市内バス事業者に対しても、市から公金が支出される見込みであるということを確認いたしました。

本年2月21日付、NHKニュースによれば、旭川電気軌道が2025年春をめどに、同業の北海道北見バス、札幌観光バスや投資ファンドの運営会社を新たなスポンサーに迎えて、経営基盤の強化を進めていくということでありました。あまり、何か議論には、話題にはなっていないんですけども、このニュースには、実は、これからの本市におけるバス事業の在り方に対して重大な、重要なメッセージが含まれている可能性があるとは私は感じております。

そこで、この点について、市民の不安に応えるべく、私から質疑いたします。

当該資本業務提携への本市の関わりを具体的に御説明ください。

○佐々木地域振興部次長 御指摘の資本業務提携につきましては、旭川電気軌道のホームページにおいて公表されておりまして、その内容につきまして、先日、市としても同社から説明を受けたところでございます。

○高橋ひでとし委員 ホームページで公表されている範囲内で市として説明を受けたということですね。

旭川電気軌道が担っている本市バス路線のうち、赤字路線であるものをお示しください。

○佐々木地域振興部次長 市内バス路線につきまして、本市が補助を行っている路線以外の個別の路線における収支状況におきましては、公表できる情報として明らかにされておられませんことから、お示しはできないところでございます。

○高橋ひでとし委員 重要なことは、本件資本業務提携について、いわゆるP Eファンドが中核となっているということです。当該ファンドは、私の調査の範囲では、日本、我が国資本のファンドであって、大手企業やJ Rなどとも連携した事業を展開した実績があつて、社会的・経済的信用性は担保されているというふうに感じております。

ただ、P Eファンドとの連携というのは、一般的に、そのファンドが経営方針に沿った経営陣を送り込んでくるということが容易に想定されるところであります。そして、P Eファンドの本質が、企業価値を短期で一気に高めて、株式を短期で高額化して売り抜けてその差額を利益とする、そういう点にあることからすれば、送り込んだ経営者を通じて不採算部門というのを早期に徹底して廃止、清算するおそれ大きいことが想定されるんですね。その結果、本市市内における赤字バス路線の多くが早期に廃止される危険性があるのではないかという点が懸念されるところであります。

そこでまず、同ファンドから旭川電気軌道への経営陣送り込みの可能性について、現時点で本市として把握している情報があれば明らかにしてください。

○佐々木地域振興部次長 新たな経営体制に関わる情報につきましてはお聞きしておりません。事業者からは、資本業務提携により、公共交通機関として安心、安全なサービスを持続的に提供できる安定した運営を目指す方針であるというふうに伺っております。

○高橋ひでとし委員 短期的に、一気に株価高騰を狙った早期の不採算バス部門の廃止等のおそれについて、現時点で本市として把握している情報があれば明らかにしてください。

○佐々木地域振興部次長 バス事業者からは、早期の不採算バス部門の廃止といった情報はお聞きしておりません。

○高橋ひでとし委員 さらに、旭川電気軌道自体が有する各事業部門について、部分的な売却や事業譲渡等も想定されますが、その点について、本市として把握している情報や想定していることがあれば明らかにしてください。

○佐々木地域振興部次長 今後の各事業部門の売却や事業譲渡等に関わることにしましてはお聞きしていないところで、事業者の経営体制の状況につきましては、引き続き動向を注視してまいります。

○高橋ひでとし委員 当該P Eファンドと本市の今後の交渉の見込み、直接交渉の見込みについて御説明ください。

○佐々木地域振興部次長 旭川電気軌道より公表された資本業務提携に関わる情報につきましては、同社のホームページで明らかにされたとおりであり、市といたしましても、本件につきましてはその範囲において理解しているところでございます。

現時点において、御質問にあったような予定はございませんが、公共交通網の維持に向けて、必要に応じ、対応してまいりたいと考えております。

○高橋ひでとし委員 以上、見てきたように、本来的に不採算が大きい旭川電気軌道のようなバス路線について、今後さらなる赤字拡大が想定、予想される現状におきまして、本市が適切に関与することができない現状というのは、資本原理に従ってそのままそれに委ねた結果、不採算路線や事業が容易に廃止されるとのおそれを常に抱いているものであります。このため、果たしてこれからの本市バス事業自体を民間企業に委ねておくことが適切、妥当であるのかという点については、しっかりと今後議論していかなければならないものと考えます。

この点、大手企業、大手商社などにおいては、既に地方バス事業の問題をビジネス分野として取り上げて、オンデマンド事業を地方自治体と一体となって進めている事例も増加していると聞いております、例えば名寄市とか。

本市においても、今後の旭川電気軌道の事業展開いかんによっては、積極的に公共交通維持のために本市が動いて、商社等の支援を受けながら、主体的にバス路線維持に向けた活動をしていくべきことも一つの選択肢ではないでしょうか。

本市がバス事業へ参入して、市営バス化することへの可能性について、その見解をお伺いして、私の質疑を終わります。

○三宅地域振興部長 本市といたしましては、これまで、国、また北海道、事業者など関係者とも連携を図りながら、バス路線の廃止に伴う、市内2か所でございますけれども、デマンド型交通の導入、また、環状通り循環線、これは、3年半にわたる社会実験の経過を経て、新たに収益化を目指し、その事業として2社合同で新規路線化していただくといったようなことなど、公共交通機能の維持を図ってきたところであり、今後につきましても、この路線バス事業につきましては、民間事業の皆様に担っていただくものと考えているところでございます。

先ほど来答弁させていただきましたとおり、来年度の予算でありますけれども、路線運行支援、また利用促進策など、幅広い取組の実施、これを予定し、御提案申し上げているところでございます。大変厳しい事業環境に置かれているバス事業者に対しましては、市としても、できる限りのこうした支援をしっかりとまいりたいと考えているところであります。

今後、将来にわたりまして、バスの利用者数の減少、これは避け難き厳しい状況が続くものと想定しており、市として、令和5年に設置した事業者との恒常的な協議の場、これは、2社でございますので、ある意味、健全なライバル関係にあるという現状はしっかりと捉まえながらも、いろいろな課題認識といったようなことがございます。それもしっかり市として共有し、認識しながら、移動実態、またニーズを踏まえ、持続可能な路線の在り方についてさらに検討してまいりたいと考えております。

○えびな委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○高見委員 おはようございます。

いよいよ今日から予算等審査特別委員会分科会の質疑が始まり、前段、総務所管ということで、私の質疑は、2部局、地域振興部と行財政改革推進部ということで予定しており、そこそこボリュームもあるものですから、ちょっとお昼までは1時間しかありませんので、間違いなく超えると思いますので、切りのいいところで、委員長のほうに御相談をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、早速、質疑に移らせていただきます。

まず初めに、地域振興部、2款1項9目地域公共交通対策費、これは、物価高騰対策の一つだと思うわけですが、この地域公共交通対策費の事業概要について、まずはお示しをいただきたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課主幹 地域公共交通対策費は、路線バスなどの公共交通の維持保全を図り、市民や観光客などにとって利便性の高い公共交通を形成するため、路線バスの利用促進をはじめ、生活交通路線の運行や運転手の確保、効率的な路線バスの運行について事業者等との検討、また、タクシー利用については、高齢者や車椅子利用者など多くの方の利便性向上につながるユニバーサルデザインタクシーの導入支援などを行うもので、予算額といたしましては1億1千112万3千円となっております。

○高見委員 今回、予算計上として、これまでとの比較で、前年度は約1千500万円、今回は約9千600万円増えているんですけど、かなり増額した部分と、その理由についてお示しをいただきたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課主幹 地域公共交通の要であります路線バスにつきまして、バス事業者は大変厳しい経営環境にありますことから、新年度におきましては、燃料費等の高騰に対応するものとして、市内路線バス事業者への運行支援金に4千800万円、運転手不足に対応するものとして、地域おこし協力隊制度を活用した運転手の確保対策に2千200万円、路線バスの利用促進を図るものとして、バス無料DAYの実施に2千493万円を前年度からの増額分として計上しております。

○高見委員 これまでの3年間で、公共交通に対してどのような要望があり、どのような施策を講じてきたのか、また、今回どのように予算反映されたのか、その点、お聞かせください。

○松本地域振興部交通空港課主幹 バス事業に関わる要望といたしましては、広域バス路線の維持に係る予算の確保、バス運転手確保に対する支援、燃料価格高騰に対する支援、バス無料DAYの実施などについてお受けしているところであり、これまで新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたバス路線の運行継続のための支援のほか、大型自動車第2種免許の取得等に係る補助や、市外から移住して路線バス運転手となる方に対する助成を行ってまいりました。

新年度におきましては、燃料費等の高騰への対応としての市内路線バス事業者への運行支援、バス運転手不足への対応としての免許取得支援に係る年齢要件の拡充、地域おこし協力隊制度を活用した運転手の確保対策、バス無料DAYの実施を行うこととしております。

○高見委員 それぞれの要望における対策費用ということでいろいろ御答弁をいただきました。

そこで、市内路線バスにおいて、直接的な支援の部分と、利用促進に関わる支援の部分について、それぞれお示しをいただきたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課主幹 新年度の取組におきまして、市内路線バス事業者への運行支援金や、本市と近隣の自治体移動を結ぶ地域間幹線系統の運行支援、バス運転手不足に対応する運転手の確保対策につきましては、バス事業者へ直接的に効果が及ぶものであり、バス無料DAYの実施につきましては、路線バスの利用促進にもつながるものと考えております。

○高見委員 直接的支援と利用促進に関わる支援ということで御答弁をいただきました。

現在においても、燃油代高騰、そういう状況下の中で、燃料代の支援の部分に関してどのような考え方で支援が行われているのか。北海道の支援は運行経費となっており、旭川市では実車経費となっておりますが、どう違うのか、この実車経費を計上した理由をお示ししていただきたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 国と北海道による地域間幹線系統に係る補助と、本市の市内路線バス事業者への運行支援金につきましては、いずれも対象路線に係る実車走行キロを基本として算出するところでございますが、地域間幹線系統に係る補助が費用と収益の差に対する補助であることに對しまして、市内路線バス事業者への運行支援金につきましては物価高騰の相当分を補助するものでございます。

○高見委員 運行経費と実車経費ということで御説明をいただきました。

続いては、バス無料DAYに関して、本市は、今年、どのような日程で行うのか、過去の実施状況も含めて、現時点で考えがあれば方向性を示していただきたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 バス無料DAYにつきましては、令和4年度は4日間実施し、利用者は合計で約11万3千人、令和5年度は2日間実施いたしまして、利用者は合計で約5万2千人でございました。

令和7年度のバス無料DAYの取組につきましては、利用促進を図ることにより、燃料費等の高騰により経営環境が厳しいバス事業者を支援することを目的に、年度において2日間行おうとするものでございますが、具体的な日程につきましては、今後、バス事業者と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○高見委員 バス無料DAYについて、過去の実績を含めて御答弁をいただきました。それで、令和4年度は4日間、令和5年度は2日間ということで、今年においては、5年度と同じ2日間行うということで、過去においては、やはり、かなりの利用者がいるということで、ふだんバスを利用していない人も、ちょっと無料だし乗ってみようかっていう人も多数いたかと思えます。そんな中で、大変好評を得ているということであり、いい事業ではないかなというふうに個人的には思っております。

そこで、私の地域を含めて、農村地帯はやはり高齢化、人口減少が著しいわけであります。それで、バスの利用者もかなり減っている状況であり、当然、バス会社も採算性をやっぱり重視するのは当たり前だというふうには認識しておりますけれども、当初、試験的に東旭川にデマンド交通が取り入れられておりましたけれども、そのデマンド交通に関しては、現在、どういう状況なのか、また、今後どう考えているのか、その点についてお考えをお聞かせください。

○佐々木地域振興部次長 本市では、デマンド型交通として、東旭川町の米飯線と神居町の豊里線が運行されておりますが、両路線ともに、これまで運行していた路線バスの廃止に伴う代替として、旭川市地域公共交通会議において認定された路線となっております。

米飯線は、実証事業を経て、平成25年10月1日から本格運行されており、JR東旭川駅周辺とペーパン地区を結ぶ路線で、現在は、平日では往路4便、復路6便、土日、祝日では往路3便、復路4便で、令和5年10月から翌9月までの1年間の利用者数は4千300人となっております。また、豊里線は、実証事業を経て、令和4年4月1日から本格運行されており、旭川駅前から西丘地区や豊里地区を経由し、本市と芦別市の境界である新城峠までを結ぶ路線であり、平日のみの1日2往復で、同じく1年間の利用者数は1千331人となっております。

両路線につきましては、今後も、国や北海道との連携の中で、維持に向け、取り組んでいきたいと考えております。

○高見委員 デマンド交通に関して御答弁をいただきました。東旭川町の米飯線は今も維持、運行しているということと、神居町の豊里線は今回初めて知ったんですけども、そんな部分で維持、運営されているということです。

そこで、最後の質問になりますけれども、バス路線を今後維持していくことを考えると、不採算路線が減便していくことは止められないと考えますけれども、生活路線をいかに維持していくのか、市としての考えを示す必要性を感じておりますけれども、旭川市の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○三宅地域振興部長 バス事業につきましては、現在の路線の維持が大変重要な課題となっておりますことから、新年度は、市内路線バス事業者への運行支援、また運転手の確保対策の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

本市としましては、バス事業者とも協議を行いながら、現状の公共交通網を極力維持することを目指してまいりますが、今後も様々な状況になることが想定されます。バス路線網を維持することが困難となったような場合、また、バス路線がない地域につきましては、移動実態、またニーズというのを踏まえながら、地域の多様な輸送資源を活用することなど、効率的で持続可能な公共交通の手段の確保についても幅広く検討してまいりたいと考えております。

○高見委員 地域の公共交通について、バス路線確保対策を含めて御質問させていただきました。

現代社会においては、自家用車社会というか、もう車社会であり、バス会社における利用客数の激減というのは、やはり、経営上において相当厳しい状況に至っているのではないかなというふうに感じております。

ちなみに、私も、地元が東鷹栖で、農村地帯ですけれども、久しぶりにバスの便数がどうなっているのか、三箇地域のほうのバス停をちょっと見に行ってきました、先般。すると、旭川市街行きが午前中に2本、東鷹栖に向かってくる帰りは午後1本ということで、1日3便なんですよね。これが一体いつまで続くのかと。近い将来は、やはり完全廃止になるのではないかなというふうに、そういった部分も感じております。そういう部分を含めて、デマンド交通対策も視野に入れて、公共交通の格差解消を含めて努力願いたいことを申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

続きまして、同じ地域振興部で、航空路線維持確保対策についてお伺いしたいと思います。

まず初めに、航空路線確保対策費の概要についてお伺いします。

○松本地域振興部交通空港課主幹 航空路線確保対策費は、国内・国際航空路線の維持及び拡大を図ることを目的として、関係機関等と連携した航空会社への誘致活動や、旭川空港の利用活性化に向けたPR活動などを実施するものであります。

令和7年度の予算額は、2千251万6千円で、主な内容といたしましては、本市が事務局となり、路線誘致や空港利用促進に係る事業を実施しております旭川空港利用拡大期成会への負担金や、関係団体と連携して実施予定の航空機の受入れに必要な地上支援業務、いわゆるグランドハンドリング業務体制の整備への負担金、プロモーションや関係機関との会議等への出席に係る旅費などを計上しております。

○高見委員 予算的に前年より約100万円減額での国内外航空路線の維持及び拡充対策費ということでもありますけれども、具体的にどういう維持対策費なのか、できれば詳細に再度説明を願いたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課主幹 事業内容及び予算額といたしましては、プロモーションなどを行う旭川空港利用拡大期成会をはじめとした関係団体への負担金として1千137万6千円、グランドハンドリング体制整備事業の負担金として1千万円、会議出席や要望活動に係る旅費として114万円となっております。

○高見委員 コロナ感染症が落ち着いた中、直近20年間の旭川空港の利用客数推移の資料の提出をいただきました、iPadに載っておりますけれども。

そして、今から7年前には、国際線離着陸における建物も造成されていますが、この利用客数の推移の見解と、全体的な搭乗率はどういう状況と言えるのか、その点を含めてお聞かせいただきたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課主幹 国内線の乗降客数につきましては、平成30年度までは増加傾向にあり、その後、コロナ禍で大幅に減少いたしました。令和3年度以降は徐々に回復し、令和6年度は、コロナ禍前の平成30年度と比較し、ほぼ同程度の乗降客数となることが見込まれております。搭乗率につきましては、今年度の状況で申し上げますと、1月末現在で、国内線全体で約78%となっております。

国際線の乗降客数につきましては、平成28年度に中国や台湾からの定期路線の撤退により、平成29年度以降に大幅に減少し、平成30年度の国際線ターミナル増設等を契機とした新たな海外路線誘致に注力しようとした矢先、コロナ禍になった経過がありましたが、令和5年5月には、タイガーエア台湾の台北線が復便、昨年12月にはアジアナ航空のソウル線が就航し、回復状況が鮮明となってきております。搭乗率につきましては、今年度の1月末現在で、国際線全体で約79%となっております。

○高見委員 御答弁の中では、現段階において、国内線、国際線が8割近くの搭乗率になっているということで、非常にいい方向でないかなという感じを受けております。

そこで、昨年、日本国内における海外からの観光客入り込み数は過去最高の3千600万人に達したと聞いております。旭川市においても、中心部、また観光地においても、明らかに東南アジア系の観光客という人をよく見かけたわけでありまして。その要因としては、やはり、長引いている円安影響というのは最大要因であると思っておりますし、それによるインバウンド効果もあってと捉えているわけでありまして。さらに、国においては、今後において、5年後の2030年には倍近い

6千万人の入り込み数の計画と期待をしております。

そこで、過去において、旭川空港の年間利用者数で最も多かった年と人数をお聞かせいただきたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課主幹 旭川空港の開港以来、乗降客数が最も多かった年度は平成20年度で、乗降客数は131万7千43人となっております。

○高見委員 20年間の過去の推移ということで資料をいただいたんですけども、それ以前にひょっとしたら過去最高値があったかもしれないんですけども、平成20年度の131万人が過去最高ということなんですけれども、この平成20年度が過去最高の130万人に達した主な理由を少しお聞かせください。

○佐々木地域振興部次長 旭川空港におきまして、国内外合わせた利用者数が過去最高の130万人を突破した平成20年度の当時の利用状況を見ますと、国内線の利用も、開港以来、最多の123万8千人、東京羽田線も多い時期で1日11往復運航しており、当路線も過去最高の106万6千人の利用があったところでございます。

こうした動きの理由といたしまして、一概に申し上げることはできませんが、平成20年度を含めた前後数年間の本市の状況といたしましては、観光入り込み客数が過去最高となった時期であったり、また、行動展示で大人気となった旭山動物園の年間入園者数が300万人となった時期なども同時期となっておりますことから、そうした観光面での利用の活発化も利用者数を押し上げる効果があったのではないかと考えているところでございます。

○高見委員 平成20年度が過去最高の130万人ということでの理由をお伺いしました。確かに、御答弁の中で、行動展示でもう全国的に有名になった旭山動物園、本当にすごい観光客が押し寄せたというか、それがやっぱり一つの大きな要因になっているというのもうなずけます。

しかしながら、先ほど述べたように、昨年が過去最高の3千600万人ですか、日本国内の海外からの観光入り込み客数ですから、この資料では、令和5年度まで、6年度は載っていませんけども、昨年在り込み客数が、旭川市も、過去最高の利用客数というか、そういう部分かなあと思ってちょっと担当部局に聞いたら、載っていませんけども、105万人ということで、意外にちょっと少なくて拍子抜けしたんですけども、近い将来、今後において、いろいろな路線確保、新規路線確保を含めて、この130万人から非常に伸びる、更新していくことを期待しているところであります。

そこで、違う視点でちょっとお伺いしたいんですけども、昨年、代表質問でも私自身に取り上げた本市初となるLCC就航や、5年前からの道内7空港の一括民営化もおおむね順調な運営となっているとの答弁で、大変喜ばしいことと思っておりますけれども、この7空港一括民営化による現時点で受け止めているメリット、デメリットがあれば簡潔にお聞かせをいただきたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 道内7空港の一括民間委託のメリットといたしましては、空港間の連携による誘客の拡大、航空会社やテナントに対する交渉力の強化、スケールメリットによるコストの削減による収益力の向上などが挙げられます。

現在、民間委託を実施しまして、空港運営者と連携して路線誘致などを進めておりますけれども、そういった中で、特段、デメリットとを感じることはございません。

○高見委員 5年前に立ち上がった道内7空港一括民営化についてのメリット、デメリットについてお伺いしましたけれども、スケールメリットのコスト削減、収益力の向上のメリットがあるとい

うことで、デメリットに関しては特段ないということで、よい方向に向かっているなということとは感じ取れるわけであります。

そこで、空港において、課題としては地上業務の人材確保や受入れ体制の強化を述べておりましたが、改善されていると言えるのか、また、奨励金制度創設による対応で改善していくことも述べておられましたけれども、その奨励金制度とは具体的にどのような内容で、既に有効利用されているのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 旭川空港業務就業継続奨励金につきましては、新規路線就航支援事業で実施しておりますが、旭川空港で保安検査業務や地上支援業務に就く就業者に対して、就職希望者の応募や就業継続意欲の喚起に向けて1人当たり10万円の奨励金を支給するものであり、さらに、採用後に即戦力となることが見込まれる業務経験者につきましては奨励金を加算して支給するといったものでございます。

実績といたしましては、8名の採用につながっておりまして、受入れ体制の整備が一定程度図られているものというふうに認識しております。

○高見委員 奨励金を加算して実績として新たに8名の職員採用につながっているということで、非常によいことかなというふうに思っております。

人手不足というか、人員を募集してもなかなか来ないという今の状況下の中、やはり、空港において、列をなして時間を要するといったら、観光客、また、仕事上、勤務上を含めて支障につながるということで、やはりスムーズな受入れ体制というのは必要かなというふうには感じております。

そこで、定期便の運航状況の資料もいただいておりますけれども、国内線においては、時に季節ごとや日によっての利用客数の増減は当然考えられるわけでありましてけれども、全体的に現在の定期便運航状況についてはどう考えておられるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 国内定期便の運航状況につきましては、成田線を含めた東京路線は1日8往復の運航となっており、利用状況もコロナ禍前の搭乗率を上回っている状況でございます。また、東京以外の大都市圏とつながる路線として名古屋中部線や大阪伊丹線におきましては、どちらも期間運航となっておりますが、こちらもコロナ禍前の搭乗率を上回っており、当該路線の運航期間を拡大することによって、旭川空港のさらなる利便性の向上と利用者の増加につながるものと考えているところでございます。

○高見委員 国内定期便の運行状況について御答弁がありましたけれども、非常に順調な利用、運航状況になっているということで、非常によい方向性に向かっているなというふうに感じているわけであります。

この件についての質問の最後になりますけれども、国際線における税関対応は、観光客が非常に多くなって、今後、今年、来年以降も含めて増えそうな、そういった予感がしておりますけれども、税関対応はどのような状況なのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 現在、旭川空港には週6往復の国際定期便が就航しており、この税関業務につきましては、旭川空港ターミナルビル内に札幌税関支署旭川空港出張所が開設され、人員体制について確認したところ、応援職員2名と常駐職員3名により合計5名体制で実施しております。円滑に対応できている状況であるというふうに伺っております。

○高見委員 国際線における税関対応ということで御答弁をいただきました。常駐職員3名に加え

て、2名の応援職員によって合計5名の体制で実施しているということで、円滑な対応になっているという答弁で、安堵はしておりますけれども、先ほど言いましたように、やはり、流れがスムーズに行かなくて時間を要することがないように、その点は今後も十分留意しながら対応していただければと思います。

この件については、質問を終わりたいと思います。

同じ旭川空港に関連して、新規路線就航支援費について質問したいと思います。

前年より約400万円増額になっておりますけれども、まず、この概要についてお伺いしたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課主幹 新規路線就航支援費は、国内線を中心に航空需要の回復が進む中、新規路線を就航させた、または既存路線を通年運航させた航空運送事業者に対して、運航に係る経費の補助やプロモーションなどの支援を行うことで、新たな航空路線の開設や既存路線の拡充とその後の安定的な運航を促し、航空需要の取り込みを図ることを目的としております。

令和7年度の予算額は2千205万円で、新規航空路線等の運航に要する経費の補助や路線の周知、利用促進に向けた取組に対する支援となっており、令和5年度のジェットスター・ジャパン成田線に続いて、今年度就航したアジアナ航空ソウル線への支援も計上しているため、令和6年度に比べて増額となっております。

○高見委員 費用の概要について御答弁をいただきましたけれども、この支援費用というのは、単に旭川空港新規路線就航支援事業実行委員会への負担金であると捉えてよいのか、その点をちょっとお聞かせください。

○松本地域振興部交通空港課主幹 本事業につきましては、全額を旭川空港新規路線就航支援事業実行委員会に負担金を支出することで実施を予定しており、具体的な内容としては、新規航空路線の運航便数に応じた定額助成に1千95万円、冬季において航空機に付着した雪や氷を防除するためのデアイシング作業に要する経費に対する助成に740万円、路線の利用促進に向けた広告に対する支援に300万円、その他実行委員会の事務費、旅費等に70万円となっております。

○高見委員 この費用についての取扱いということで、実行委員会への負担金の支出ということでもありますけれども、具体的な内容としては、それぞれ4項目ほどに使用されているということでお伺いをいたしました。

一昨年度以前ではこの予算は全くなかった項目でありまして、昨年度からの委員会の立ち上げによる継続予算だと捉えておりますけれども、改めて、この実行委員会の構成及び役割はどうなっているのか、その点をお聞かせください。

○佐々木地域振興部次長 旭川空港新規路線就航支援事業実行委員会は、本市のほか、旭川商工会議所や北海道エアポート株式会社旭川空港事業所で構成しており、本市が事務局を担っております。

○高見委員 この実行委員会については、本市と旭川商工会議所、北海道エアポート旭川空港事業所で構成しており、旭川市においては事務局を担っているという御答弁でありました。

そこで、この新規路線の就航に関しては、この実行委員会の会議等で検討し、働きかけをしてくと捉えてよいのか、それと、あと、年に会議は何回くらい開催されているのか、その点をお聞かせください。

○佐々木地域振興部次長 旭川空港新規路線就航支援事業実行委員会では、本市が事務局となって

中心的な役割を担い、今年度は会議を２回開催しているところですが、地域の関係機関である商工会議所や北海道エアポートと共同で課題の共有を図りながら、海外航空会社へのセールスや国際線の受入れ体制の整備など、新規路線の就航に向けた予算執行の枠組みを決定し、必要な取組を進めているところでございます。

○高見委員 そこで、先ほどもちょっと質問の中で言いましたが、道内は、現在は７空港一括民営化している中、新規路線就航については各空港独自の判断で取り組むことでよいのか、運営上を含めて、その点、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 空港運営者である北海道エアポートは、着陸料の割引や独自のマーケティング支援のほか、国際的な商談会への参加などを通じて、道内７空港一体として路線の誘致活動を行っており、これらの活動に加えまして、各空港所在自治体ではおのおのが誘致活動を進めております。

旭川空港においては、本市の新規路線に向けた支援策と組み合わせまして、本市と空港運営者が互いに連携しながら、新規路線の誘致活動に取り組んでいるところでございます。

○高見委員 御答弁では、各空港所在自治体ではおのおのが誘致活動を進めているということで、道内７空港一括民営化しているその母体に一々相談をしなくてもいい状況なんだというような考えでいいのかなと思っております。

この件について最後の質問になりますけれども、新たな国内・国際線の航空路線確保に向け、勧誘活動は具体的にどう取り組んでいこうと考えているのか、そして、現在、国内線や国際線において新たな路線確保の動きはあるのか、その点をお聞かせください。

○三宅地域振興部長 現在、旭川空港におけます国内線、国際線ともに、新たに決まっている路線開設の動き、これはございませんが、路線誘致に向けた活動については随時進めておりまして、空港運営者である北海道エアポートとともに、旭川空港の特性でございます、北海道のほぼ中心に位置して、周辺地域から相互のアクセス性が非常に優れている、こうした地理的な優位性、また、空港周辺の観光資源を活用してコンパクトな周遊が可能であること、そのほか、冬期間を含めた高い就航率など、こうした旭川空港の強みを材料としながら、本市が事務局を担っております旭川空港利用拡大期成会や観光関係団体によるプロモーション活動とともに連動しながら、効果的な取組を実施しているところでございます。

今後の誘致活動の方向性でございますけれども、国内線につきましては、現在、季節運航の、先ほど申し上げました名古屋線、また大阪線、この運航期間の拡大を目指しております。特に、後背地に大きな人口を有していながら、現在、路線が短期となっております関西方面、ここからの新たな路線誘致、これを空港運営者とともにしっかり取り組んでまいりたいと考えております。また、国際線でございますが、現在、台湾から週２便、そして韓国から週４便の定期便を運航しております。このほか、東アジアを中心にチャーター便、また新規路線の就航などに向けたアプローチの可能性がございますので、しっかり取り組みながら継続して進めていきたいと考えております。

○高見委員 この案件に対して最後の質問で、部長答弁をいただきました。とにかく、国内線、国際線において、新規路線確保に向け、積極的なアプローチをさらに努力していただきたいことを述べまして、この質問は終わりたいと思います。

続いて、行財政改革推進部に、ふるさと納税推進費についてでありますけれども、私も、過去、

これまで、決算は、立場上、質問できませんけれども、監査委員になる前は、予算、決算でふるさと納税について何回も質問させていただいております。非常に興味もあり、非常に、ある意味、よい制度だなと。自主財源を確保していく上で、近年は特に寄附額が伸びているということでもあり、関心を持っているわけであります。

そこでまず、このふるさと納税推進費について、事業概要の説明をお伺いしたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 ふるさと納税推進費についてでございますが、本市及び本市ふるさと納税に対する認知度の向上と寄附増加を目的といたしまして、さとふるやふるさとチョイス、楽天ふるさと納税などの寄附受付ポータルサイトにおきまして、寄附申込みやクレジット決済等による寄附金の受付を行うとともに、寄附者に対しまして地場産品等の返礼品を送付しているほか、寄附者からの問合せ対応ですとか、寄附金受領証明書の発行及びワンストップ特例申請受付業務などを行い、寄附者の利便性向上に努めております。また、寄附受付ポータルサイトにおけます特集記事の掲載ですとかメールマガジンの配信、また、ウェブ広告の配信やふるさと納税PRイベントへの出展により、本市及び本市地場産品の魅力を全国に広くPRしております。

令和7年度におきましては、前年度寄附目標額から8億円増の43億円とし、この目標の達成のため、返礼品の調達及び発送並びにポータルサイトや中間事業者等に支払う手数料、委託料等の寄附に伴う経費が増加することから、事業費といたしましては前年度と比較して4億円増となっております。

○高見委員 概要説明ということで、特に、前年度寄附目標額から8億円増の43億円を寄附目標としているということで、本当にそういう形で数字が残せるのか、そんな部分でちょっと心配もしているわけでありますけれども、ふるさと納税に関しましては、近年、右肩上がりで推移しており、本市としてはどう受け止めているのか、その点をまずお聞かせいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 総務省が昨年公表いたしましたふるさと納税現況調査結果におきましては、全国のふるさと納税受入額は、令和元年度以降、右肩上がりですべて推移しており、本市におきましても、寄附実績が同様に伸び続けている状況でございます。

ふるさと納税は、本市の貴重な自主財源として様々な行政サービスに活用されるほか、市内の返礼品提供事業者の販路の一つとして売上げ拡大など地域経済の活性化に貢献できること、さらには、本市の魅力ある地場産品をお送りすることや、宿泊ですとか体験等で本市に來訪いただくなど、本市の魅力を全国に広く発信するシティープロモーションの性格も有しておりますことから、寄附実績の増加につきましては本市にとって大変有益なものと受け止めております。

○高見委員 このふるさと納税に関して、右肩上がりしている、本市の受け止め方ということで御答弁をいただきました。

ふるさと納税自体、スタートして私が一番初めに質疑した中では、たしか、このふるさと納税制度が一体いつまで続くか分からない制度というような内容で言ったこともあると思うんですけど、後で質疑項目とさせていただいている企業版ふるさと納税は期限付なんですけど、このふるさと納税については、その期限がいつまで、取りあえず一旦延長とか、そういうことはないということとであります。そんな部分で本当にいつまでこれが続くのかという部分は一つの心配要素でもあるわけでありますけれども、とにかく、このふるさと納税が右肩上がりですべて推移して、旭川市の、地方交付税に頼り切る以外の貴重な自主財源として大きな一つの収入要素になるわけであり、行政サー

ビスに活用され、とにかくこれが伸びるということは、当然、返礼品を扱う提供事業者の売上げ拡大にもつながって、経済の活性化にも大きく寄与していくものというふうに捉えております。

そこで、過去には言ったことがありますけれども、この返礼品の加熱した競争、また、地場産品でない、そういった商品の取扱いを含めて裁判沙汰になった、そういった自治体もあり、非常に問題になったわけでありまして、そうしたふるさと納税返礼品の取扱い条件が段階的に厳しくなっておりますけれども、総務省による昨年の制度改正の概要と、あればその対応についての考えをお聞かせいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 昨年の総務省による制度改正の概要でございますが、1点目に、返礼品に関する制度の見直しとしまして、昨年10月からは、全国展開しております宿泊施設の利用に係る返礼品を取り扱う場合につきましては、1泊5万円以内の宿泊に限ること、また、飲食店の利用券等については、区域外においても同様の役務が提供されているなど、地域との関連性が希薄なものは返礼品として取り扱わないこととされたところであります。

具体的に申しますと、旭川市内に店舗のあるラーメン店と同名のラーメン店が市外でも営業している場合につきましては、本店が旭川市にあったとしても、店内飲食に使用できる利用券を返礼品とすることができないといった内容でございます。これら制度変更を受けまして、返礼品のうち、4品について受付を停止したところでございますが、現在のところ、大きな影響を受けている状況にはございません。

2点目ですけれども、寄附募集に関する制度の見直しも通知されておまして、令和7年、今年の10月以降の話ですけれども、寄附者に対しましてポイント等を付与するポータルサイト等を通じた寄附募集が禁止されることとなります。

この改正によりましてポータルサイトにおけます獲得寄附の勢力図が変わることも予想されますが、引き続き、寄附額の大部分はポータルサイト経由となるように見込んでおりますので、本市全体の寄附額に大きな影響はない見込みと考えております。

○高見委員 昨年度における総務省からの返礼品に関する変更点ということで幾つか述べられており、宿泊に関すること、また、飲食店における系列店での利用券、そういった利用はできないということで、それぞれ答弁をいただきました。そして、今年の10月からは、ポイント付与に関わるポータルサイトを通じた寄附募集が禁止されることになっているという答弁をいただきました。

そして、資料も提出していただいた件でありますけれども、寄附受付ポータルサイトは、近年はもうとにかく急激に伸びて、これにおける寄附額の増加が並列しているというか、この影響が大きいということで、過去の質問でも答弁をいただいて理解しております。この寄附受付ポータルサイトについて伺っていきますが、現在、このポータルサイトを利用している寄附受付は幾つとなっているのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 令和7年3月現在で14の寄附受付ポータルサイトに本市返礼品を掲載して寄附募集を行っておりますが、その中には、本市が直接契約していないポータルサイトにおいて掲載済みポータルサイトの返礼品情報等を自動で連携することで、新たなポータルサイトにおいても同様に寄附受付を行うことができるOEMサービスを活用した5つのサイトも含まれているところでございます。

○高見委員 ポータルサイトの受付の数について御答弁をいただきまして、令和7年、本年3月現

時点で14の寄附受付ポータルサイトがあるということでもあります。

そこで、本市が受けた寄附総額のうち、この各ポータルサイト利用による寄附額は全体の一体何割を占めると言えるのか、その点をお示ししていただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 令和5年度決算におけます本市寄附総額におけるポータルサイト経由寄附の割合につきましては、約90%となっております。

○高見委員 現時点において、ポータルサイト経由寄附の割合が9割と非常に高い数値になっているということでもあります。

そこで、今後においても、このポータルサイト自体はどんどん増え続けて、本市の利用率も増える見込みなのか、その点、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 ふるさと納税寄附受付ポータルサイトにつきましては、クレジットカードのみならず、ペイペイやアマゾンペイ、d払いなど多様なオンライン決済に対応可能な場合が多く、また、各ポータルサイト運営事業者が関連するふるさと納税以外のネットショップなどのECサイトなどとの相乗効果が期待できるほか、寄附者の目線から見ても、多くの自治体の中からランキング形式ですとかカテゴリー別で比較検討できるというメリットがございますことから、本市においても、寄附実績増加に向けて、引き続き新規ポータルサイト開設の検討を進めてまいります。

○高見委員 現在の寄附においてこのポータルサイト利用者が増え続けていることも事実ですし、旭川市も新規ポータルサイト開設の検討をしていくという答弁であります。

とにかく、今、現代社会において、1人1台はスマホ、携帯電話を所持している中で、そういったスマホ利用で便利に本当に簡単にこういう寄附ができる、そして、当然、返礼品もいろいろさくさくっと検索できるという、そういう便利な社会になっているという背景が当然あるかと思えます。そんな部分でこの推移も見守っていききたいというふうに思っております。

委員長にちょっとお願いなんですけど、このふるさと納税に関してはまだ半分ぐらいなので、一応、次の質問からちょっと違う視点になる部分もあるんで、途中で昼休憩に入らせていただきたいと思うんですけど、皆さんにお諮りください。

○えびな委員長 高見委員からこのようなお申出がございましたので、休憩いたしたいと思います。暫時休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時00分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○高見委員 午前中に引き続きまして、ふるさと納税推進費について質疑をさせていただきます。

それで、昨年も同様の内容の質問もしておりますけれども、ふるさと納税においては、北海道や反対方面の九州方面は、本州の大都市圏から寄附をいただいた場合、返礼品の郵送料で大きな不利になるのは明らかでありまして、この点についてどう捉えているのか、また、国への改善要望等は出していないのか、その点をお伺いしたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 委員が御指摘のとおり、全国一律に経費の基準が設けられ

ているという点につきまして、本市においても、首都圏在住の寄附者の割合が多いことから、配送料の負担は大きく、また、他の自治体担当者と情報交換をする中でも、特に道内は配送料の負担が大きく不利であると感じている自治体が少なくない状況にあります。

そのような中、総務省は、地域を応援したいという納税者の思いに応えるためには、寄附金のうち、少なくとも半分以上が寄附先の地域のために活用されるべきという考え方に基きまして、ふるさと納税の寄附金の募集に係るルールとして、返礼品調達費や送料を含む募集費用の総額を1年間に受領する寄附金額の5割以下とすることと定めておりまして、これは全ての地方団体について当てはまるという見解が示されているところでございます。

このことから、本市におきましては、中間事業者と配送事業者間の専用契約によりまして、通常よりも安価な配送料で配送する工夫を行っているとともに、一部ポータルサイトでは、首都圏の倉庫から返礼品を発送するサービスの利用による発送料削減にも取り組んでおります。引き続き、配送料負担軽減に資する取組も行っていきたいと考えているところでございます。

一方で、多くの寄附者が住んでいる首都圏などの大都市圏への輸送費は高額となりますが、距離が離れているからこそ、大都市圏にはない、魅力ある返礼品が本市にはあるというふうにも言えますので、さらなる魅力あふれた返礼品を開発し、大都市圏の皆様にもアピールしていくことも重要というふうに考えております。

○高見委員 遠方に関わる郵送料の件で御答弁をいただきましたけれども、国は、基本的に返礼品の調達費や送料を含む募集費用の総額を1年間に受領する寄附金額の5割以下とすることを定めているということであり、そういう中で、安価な配送料で配達する工夫、返礼品を発送するサービス利用の配送料負担軽減に資する取組も行っているというような答弁であります。

そこで、旭川市も数多くの寄附金をいただいており、返礼品を送る、そういう取扱い数量もかなり多いかと思うんですけども、現在、魅力ある旭川市の返礼品の数ですね、一体、幾つあるのか、また、今後における返礼品数についても、限りなく増やしていくのかどうかも含めて、その考えをお聞かせいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 令和7年2月末現在の返礼品数につきましては、令和5年度末の3千151品から641品増の3千792品となっております。

また、返礼品数の考え方につきましては、返礼品の開発は、委託事業者等と連携を図りながら進めてきた結果、返礼品提供事業者の熱意ある提案により充実が図られてきたということがございます。これに伴いまして、本市ふるさと納税の寄附実績も着実に増加してきておりますことから、返礼品の登録数にはとらわれず、引き続き、魅力ある返礼品の開発に努めてまいりたいと考えております。

○高見委員 返礼品の数については、令和5年度末から本年の2月現在においての数については641品増えているということで、3千800品近くの返礼品の数と、すごい多い数かなあと。全国と比べてもどうなのかなというのはあるんでしょうけども、本市の考えとしては、返礼品の登録数にはとらわれなくて、引き続き魅力ある返礼品を開発していくことが重要なんだということの答弁であります。

やはり、寄附した皆さんは、旭川市のポータルサイトの寄附の返礼品の中身を見て、選ぶ楽しみというのはあると思うんですよね。当然、寄附金額においての返礼品が選べるということもありま

すから、その寄附金額に応じた何千円、何万円以内という、そういう数の返礼品の紹介を含めて重要なことなのかなというふうに思います。

また、ちょっと違う視点での質問になりますけれども、旭川市民が旭川市にふるさと納税寄附を行うことに対しては問題ないのか、また、旭川市民からの寄附はどれぐらいの割合なのか、その点をちょっとお聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 ふるさと納税はあくまでも個人が自治体に対する寄附を行うものでございますので、旭川市民が旭川市に対して御寄附いただくことについては、問題はございません。しかしながら、旭川市民に対しましては、制度上、お礼の品をお渡しできない制度となっております。

また、ふるさと納税におけます寄附金税控除は、寄附額から2千円を除いた金額相当について、上限の範囲内で控除を受けられる仕組みとなっておりますことから、実質的には市民の方にとっては2千円の負担増というふうになるかと思えます。

もう一つの質問ですけれども、令和5年度におけます旭川市民からの寄附額が占める割合につきましては約4.3%というふうになっております。

○高見委員 旭川市民が善意を持って旭川市にふるさと納税として寄附を行うことについては、とにかく問題はないけれども、返礼品は受け取れないという、その中で、また、ある意味、実質的に2千円の負担増となるという部分で、メリットとしては薄いのかなという中でありながら、旭川市民からの寄附金額が占める割合は、それでも約4.3%あるということで、本当にありがたいことだなというふうに思っております。

それで、寄附者に対する魅力ある返礼品の採用については、今後、旭川市はどのように考えているのか、その点をお聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 ふるさと納税におきまして、寄附者が寄附先を選択する上で重要な部分は返礼品の魅力でございます。そういったことから、各自治体におきましても、創意工夫を凝らしながら返礼品の開発に当たっているところでございます。

本市におきましても、既存の返礼品のブラッシュアップを行いながら、各寄附受付ポータルサイトの特色を把握、分析しながら、他自治体との差別化ですとか、ニーズに即した選ばれる返礼品の開発に注力していくとともに、北北海道の物流の拠点であり、多種多様な返礼品を取り扱うことができる本市の強みを背景とした返礼品の募集を引き続き行ってまいります。

○高見委員 返礼品採用について、今後の市の考え方ということで考えをお聞かせいただきました。当然、既存の返礼品のブラッシュアップ、磨き上げる、そういったことを積み重ねながら、やはり、寄附者の方々に喜ばれる返礼品を積み上げていくというのが大事なかなというふうに思っております。

続いて、この返礼品については、過去に、私自身、体験型・宿泊型観光や、精米仕立てのお米や季節ごとの旬の野菜・果物セットを月1回、計12回送るといったことも提案した経過がありますけれども、とにかく、昨年におきましては、8月末から異例とも言える米不足が生じるとともに、価格が急騰し、現在も続いている状況下でありまして、お米の返礼品については、特に品不足が生じたのではないかと思いますけれども、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 米の返礼品につきましては、昨年からの深刻な米不足が全国で問題となる中、本市におきましても、米の返礼品受注数は、令和5年度と比較しまして約2.

4倍と増加しましたが、年末の繁忙期前には在庫不足による欠品が相次ぎ、受注数を伸ばし切れない結果となっております。

これを受けまして、現在、委託事業者と連携しながら、各返礼品提供事業者に対しまして、米の在庫確保ですとか、新たな米の返礼品提供事業者開拓に努めており、需要に応じた体制を整えて、さらなる寄附額増加を推進するとともに、ふるさと納税を通じて北海道一の米どころ旭川をPRしてまいりたいと考えております。

○高見委員 米の返礼品も、本市は、ポータルサイトを通じてですけれども、たくさん扱っていますけれども、とにかく、令和5年度と比較して、お米の返礼品に関しては2.4倍に増加したということで、年末になると、当然、ふるさと納税寄附が集中してくるんですけども、その繁忙期前には在庫不足の欠品が相次いだと。当然ながらの結果だと思うんですね。

当然、旭川市も米どころで、北海道米は特に内地の府県産に負けないぐらい、15年連続、特Aの評価を受けている中で、非常に一等米比率も大きくて、食味もいいということで、本当に人気もうなぎ登りだと、そういった部分で感じているわけでありますけれども、そういった部分で、商品の不足が生じないような対応というのも今後考えていく必要があるんじゃないかなというふうに感じております。

それとまたちょっと違う視点ですけれども、大都市からの本市への寄附者も多い、そういう状況の中で、以前、東京都において旭川市への寄附者との交流会が開催された経緯がありますけれども、これは、基本的に違反に当たるとして、以後、開催には至っていないと思いますけれども、今後においては礼状対応のみと考えてよいのか、その点をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 令和4年8月に東京で実施しました連続寄附者を対象とした交流イベントにつきましては、総務省から出されました通知におきまして、寄附者を対象として返礼品を提供した後に、別途、地元特産品を使用した食事会に招待するような特典を提供する場合には、これも返礼品等に含まれるとされましたことから、当該イベントにつきましては、令和5年度以降は開催していない状況でございます。

今後につきましては、令和5年度の制度改革による経費率基準厳格化によりまして、ふるさと納税業務全般の経費見直しの必要が生じたことから、現時点におきましては、返礼品にお礼状を同梱する対応のみで実施しているところでございます。

○高見委員 寄附者との交流会というのは、令和4年8月に東京で実施されたということでありましたが、そのときは、地元特産品を使用して食事会に招待するような形だったと思うんですけども、そういった特典を提供する場合は返礼品等に含まれる、そういう判断からそういう事業は展開できなくなって、礼状のみの対応ということになっているという答弁でありました。

ふるさと納税については最後の質問になりますけれども、昨年、このふるさと納税は、担当部局が税務部から行財政改革推進部に移行されておりますけれども、現時点での受け止め方も含めて、今後の抱負と、特に留意する点をお聞かせいただきたいと思います。

○浅利行財政改革推進部長 ふるさと納税業務につきましては、これまで税務部で行ってきたわけですが、非常に財政状況が厳しい本市の中で、ふるさと納税によります歳入確保というのが非常に重要になってきているという状況もありまして、令和5年度から、税務部と私どものほうと協同でふるさと納税の業務に当たり、様々なマーケティングの展開なども含めて行ってきた

ところでございます。

その後、昨年、令和6年2月に、ふるさと納税に関する業務全てを税務部から行財政改革推進部のほうに移管したわけでありますけれども、その移管によりまして、私どもの所管になったことによりまして、例えばデジタルツールの導入等、これまで我々がやってきた、取り組んできた業務効率化に係る知識と経験というものをこの業務に充てまして、職員の負担を軽減することなどに振り向けまして、結果として、寄附増加に関するいわゆるコアな業務を職員にやっていただけるというような体制を構築したというふうに考えておりまして、これら取組によりまして、おかげさまで本年度の寄附獲得見込額も増加というような状況にあるところでございます。

今後におきましても、例えば、先ほどお米のお話が出ておりましたけれども、米に関しては、これまでも農政部と連携をしてきておりますし、食品加工などについては経済部とということで、関係部局と専門性のあるものについてはきっちり連携を図って、その中で強みを生かしていきたいというふうに思っておりますし、令和7年度につきましては、令和6年度の目標額から8億円上乗せの43億円ということになっておりますので、何とかこの寄附額の獲得に向けて、達成に向けて、我々もしっかりやっていかなければならないのかなというふうに思っております。

昨今、ふるさと納税の市場自体は、非常にもう成熟してきているということで、一定限、これからは、産地間の競争がさらに激しく、決まったパイを取り合うというような形になっていくんだろうというふうに業界の中でも見ているところでございますので、何とかその中で本市の強みを生かして寄附者に対してアピールをさらに強めてまいりたいというふうに考えております。

○高見委員 ふるさと納税推進費について部長答弁がありました。やはり、当初、スタート時は、ふるさと納税の納税という言葉がつかますから税務部で担当していたという、そういう部分も理解できるんですけども、令和6年2月から行財政改革推進部に移行したということは、私自身も、これはやはりいいことだと思っています。やっぱり、返礼品を含めて集中できるというのも当然あるかと思います。

私は、この折れ線グラフ、ふるさと納税の推移ということで、毎回、これを出してもらっています。やっぱり、これ、右肩上がりしていくこの棒グラフを見ると、ありがたいというか、うれしいというか、これが頭打ちで止まってしまうとか、逆に下がっていく、そういった部分はやっぱり見たくないなとは思っていますし、本当にできるだけずっと長く、少しでもいいですから右肩上がりしていくような、そういった状況が、自主財源を伸ばす意味でも非常に大きなウエートを占めるというふうに考えております。

ちなみに、今回資料は要求しませんでしたけれども、昨年のちょうどこの第1回定例会の予算等審査特別委員会で、ふるさと納税寄附受入額上位30団体と本市の順位ということで表を出していただきましたけれども、皆さんも——委員会は委員が一緒かな、それで覚えはあるかと思うんですけども、とにかく、宮崎県の都城市が第1位で200億円弱ですよ、これ。そして、2位、3位が北海道の紋別市と根室市で、190億円、170億円、そんな部分です。これは紋別市や根室市の一般会計を当然超えているかと思うんですけども、その辺のことの部長答弁では、やっぱり紋別市や根室市は海産物、そういった部分での人気があるということでの答弁もいただきましたけれども、とにかく、旭川市も、全国1千788団体というか、自治体の中で、健闘して80位になって、中核市は、今、何市でしたかね。（「62」と言う者あり）62、すいません。そんな中で、中核市の

中では5位を維持しているということで、本当に健闘しているかなというふうに思っております。そんな部分で、ふるさと納税に非常に私は期待をしておりますので、ぜひとも返礼品の魅力の向上に向けて頑張っていただきたいなというふうに思っております。

ふるさと納税推進費については、以上で終わりたいと思います。

同じく行財政改革推進部で、同じふるさと納税なんですけども、企業版ふるさと納税推進費664万3千円の予算についての事業概要について、まず、御説明をいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 本事業は、本市地方創生に資する事業を周知することで、企業版ふるさと納税による寄附を獲得し、積極的な財源確保を目指すものとなります。

令和7年度の実施内容といたしましては、各種PRコンテンツの拡充ですとか庁内外への制度の周知、外部機関や庁内関係部署と連携しながら寄附見込み企業の開拓を行うほか、今年度、令和6年度に新たな取組として始めました地域力創造アドバイザー制度を引き続き活用しながら、外部専門家の助言、指導を受け、さらなる寄附獲得に向けた施策を検討、実施してまいります。

○高見委員 企業版ふるさと納税というその言葉自体は、私もちょっと聞きなれなくて、去年、少し質問した経過があります。

この企業版ふるさと納税は、実質、いつからスタートしているのか、また、特別な条件、制約等はあるのかどうか、その点をお聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 一般のふるさと納税は総務省が所管する事業となっておりますが、いわゆる企業版ふるさと納税につきましては内閣府が所管する制度となっております。正式には、地方創生応援税制と言いまして、企業が寄附を通じて地方公共団体の行う地方創生の取組を応援した場合に、税制上の優遇が受けられる制度となっております。平成28年度に創設されております。

企業版ふるさと納税で寄附した企業につきましては、損益算入によります軽減効果と合わせまして、令和2年度税制改正によりまして、税額控除の割合が寄附額の最大6割に拡充されまして、最大で寄附額の約9割が軽減されることから、実質的に企業の負担が約1割まで圧縮される仕組みとなっております。

また、企業版ふるさと納税のルールといたしまして、1回当たり10万円から寄附が可能であること、本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外となっていること、寄附企業への経済的な見返りは禁止されているといったことが挙げられます。

○高見委員 企業版ふるさと納税の実質スタート年ということで、平成28年度から創設されており、所管するのは、ふるさと納税については総務省であるけれども、企業版ふるさと納税は内閣府ということであり、寄附する企業側にしてみれば最大で寄附額の約9割が軽減されるというメリットがあるということでありますけれども、基本的には返礼品もないということで、さらに、寄附企業への経済的な見返り等は一切禁止されているということでもあります。

それで、この企業版ふるさと納税は、全国各自治体での取組状況は一体どうなっているのか、その点、お聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 令和5年度に寄附を受領しました地方自治体数につきましては1千462団体ございまして、これを令和4年度と比較しますと約1.1倍に増加しておりまして、寄附を行った企業数につきましては、令和5年度は前年度比約1.6倍の7千680社とな

っておりまして、年々、本制度を活用する地方自治体ですとか企業が増えている状況でございます。

具体的には、令和6年1月に発生しました能登半島地震など、自然災害により被災した地方自治体において、復旧、復興に向けた取組等に対して企業版ふるさと納税を活用しているほか、ここ数年では、企業版ふるさと納税の人材派遣型といったものもございまして、そちらの活用実績も増えている状況でございます。

この人材派遣型の制度につきましては、企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識、ノウハウを有する企業の人材を地方自治体に派遣する制度でございまして、令和5年度は98団体が活用しており、本市におきましても、令和7年度においてこの仕組みを活用して企業から人材派遣をいただく予定となっております。

○高見委員 全国各自治体の取組状況ということで、令和5年度の地方自治体数は1千462団体あるということでは、これ、全国の8割近いのかなというふうには思いますけれども、ただ、寄附を行った企業数については、令和4年度と比較して1.6倍まで、8千社弱まで増えているということで、今後はますますこの企業版ふるさと納税という部分が注目されていくのかなというふうに思います。

それで、資料も提出いただきましたように、令和6年度は31件、件数でぐっと増えて、さらに、その寄附金額も約5千800万円の寄附があり、寄附額、件数ともに大幅に増加していますけれども、その要因は一体何なのか、お聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 令和6年度は、新たな取組として、先ほども答弁いたしました、総務省の地域力創造アドバイザー制度を活用しまして、外部の専門家による庁内向け説明会の実施ですとか、寄附獲得に向けた指導助言によりまして事業紹介のパンフレットの拡充をしたほか、庁内外に本市企業版ふるさと納税の制度ですとか活用方法を広く周知したことによって、寄附額や件数の増加につながったものと考えております。

また、本市では、初めて物納、物による寄附ですとか、事業提案型による寄附もございまして、それらも寄附額の増加に寄与したものと考えております。

○高見委員 31件の企業からの寄附があったんですけども、その企業の所在地、都道府県は一体どういう状況なのか、お示しをいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 令和6年度に御寄附いただきました企業の所在地につきまして、多い順に申しますと、東京都が13件、北海道7件、大阪府3件、神奈川県2件、埼玉県、愛知県、石川県、京都府、広島県及び福岡県がそれぞれ1件となっております。

○高見委員 31件の寄附企業の所在地ということで御答弁をいただいて、一番多いのが東京、その次は北海道ということで、全部で10の都道府県という答弁でありますけれども、ちなみに、旭川市内の企業からの寄附は禁止ということで、そういうことになっているかと思いますが、本当にありがたいことだかと思います。

先ほど言いましたように、この企業版ふるさと納税では、返礼品が一切ないわけでありまして、企業から旭川市へ寄附をいただくためのアクションや戦略等は一体どう行っているのか、その点をお聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 企業版ふるさと納税におきましては、寄附企業への経済的な見返りは禁止されておりますことから、本市におきましては、そのルールに反しない範囲で寄附

をいただいた企業の情報を本市のホームページで紹介するほか、一定額以上の御寄附をいただいた企業に対しましては感謝状の贈呈を行っているところでございます。また、寄附企業に対しましては、寄附金の活用実績を分かりやすく報告するなど、本市への寄附に対してメリットや満足感を感じてもらえるよう工夫しているところでございます。

そのほか、本市企業版ふるさと納税の制度ですとかその活用方法を広く周知するために、本市ホームページに企業版ふるさと納税専用サイトを開設するとともに、パンフレットですとか動画を掲載して事業を紹介しているほか、内閣府の企業版ふるさと納税ポータルサイトですとか、北海道官民連携推進局のほっかいどう応援団会議のサイトにおいても、本市の取組をPRし、寄附を募集しているところでございます。

近年では、民間事業者が開設するポータルサイトなど多様なPR媒体もあるということでございますので、さらなる寄附獲得に向けまして、費用対効果を考慮しながら有効なPR方法を検討してまいりたいと考えております。

○高見委員 この企業版ふるさと納税において、寄附する企業側の最大のメリットは、先ほどの答弁でもありましたように、寄附額の約9割の税控除が一番だと思うんですけども、その辺のメリットの部分について、再度お聞かせいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 企業が企業版ふるさと納税で寄附した場合のメリットは、先ほども一部御答弁いたしましたけれども、最大で寄附額の約9割の税控除を受けることができることから、実質1割の負担で自社の社会貢献を対外的にPRできることすとか、地方公共団体とパートナーシップを構築できること、地域資源等を生かした新事業展開の可能性が生まれるといったことがメリットではないかと考えております。

○高見委員 企業サイドの寄附のメリットとしては、自社の社会貢献を対外的にPRできる、また、地方公共団体とパートナーシップを構築できる、また、新事業展開の可能性がある、そういったメリットがあるということでの答弁であります。

去年の予算等審査特別委員会の分科会質疑で、この企業版ふるさと納税について質問した際、最後の浅利部長の答弁で、期限云々ということがちょっと気になっていた部分があつて、企業版ふるさと納税制度は期限があるのかどうか、それがあるとしたらいつまでなのか、その点をちょっとお聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 令和2年度の税制改正によりまして、本制度における税額控除の特例措置は令和6年度末、今年度末までとなっておりましたが、先日、政府が閣議決定いたしました令和7年度税制改正大綱では、令和9年度までの3年間延長されるということとなっております。

○高見委員 令和7年度の税制改正では、この企業版ふるさと納税制度が令和9年度までの3年間延長されることになったということでもあります。基本的に、これ自体、本当にいつまで終わるかという部分もあるわけでありましてけれども、ある以上は、やはり有効活用して、少しでも旭川市の自主財源が増える大きな制度だとも思っております。

資料要求で、企業版ふるさと納税のPRはどうしているのかということで、チラシでは、動物園だとか、農業関係でも2つほどありますし、健幸アプリだとか、旭川冬まつりだとか、イルミネーション事業だとか、そういった13のPRによって募集をしているということで、基本的に、動物

園に対して企業から寄附をいただいた場合は、動物園事業だけにそういった部分での利用ができる、使用ができるという条件ということになっているようですけれども、そこで、ちょっと関連性があるから違う項目の質問に入らせていただきますけれども、企業版ふるさと納税において、基金積立金という項目があります。3千1万3千円、積立金で予算立てされておりますけれども、この事業概要について、まず、お聞かせいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 本事業は、企業版ふるさと納税を通じて企業からいただきました寄附金を本市地方創生事業の財源に充てるために基金に積み立てるものでございます。

企業が企業版ふるさと納税として寄附する際には、寄附金の使い道であります寄附活用事業を指定することになっておりまして、いただいた寄附金は指定された事業に全額使用することになります。そのため、当該寄附金をいただいた年度に使用する場合については、当該事業に、直接、寄附金を充当することになるんですが、次年度以降に使用する場合も考えられますので、そういった場合には、寄附金を一時的に本基金に積み立てることとなります。

この基金は、令和4年度に設置したところでありますが、この基金の設置によりまして、翌年度以降の事業への充当も可能となったことから、寄附金を有効かつ柔軟に活用できるようになったところでございます。

○高見委員 それでは、私の最後の質問になりますけれども、改めて、この企業版ふるさと納税における市の考え方、方向性をお示してください。

○浅利行財政改革推進部長 企業版ふるさと納税についてでございますけれども、これによりまして資金を獲得できた場合については、事業への資金調達が可能になるということから、自主財源の確保の観点で非常に有効な手段であるということのほか、地方創生プロジェクトを積極的に発信することによりまして、この地域の魅力でありますとか地域経済の活性化、あるいは、地域の認知度向上につながるメリットがあります。

さらには、これまでも御答弁申し上げておりますけれども、一般のふるさと納税については、返礼品という形で、それが、結果、地域の経済の活性化にもつながるということにはなりますが、それらをする必要がないということは、そのための費用を見込む必要がないということになりますので、いわゆる歩留りがいいのがこの企業版ふるさと納税の特徴ということになります。

これまでも、昨年度については、地元の金融機関、あるいは青年会議所と、いわゆる成功報酬型の、そういう企業を紹介していただいたときの紹介料の契約を行いましたし、今年度につきましては、初めて物納、実際のものとしては衛星回線を使った電話を寄附いただいたわけでありまして、災害など何かあったときに、既存の携帯電話がつながりづらいというような状況が今回の災害でも見られましたので、そういった物納などの取組も初めてありましたし、さらには、各担当する課の努力で事業を募集しているところに提案して、それで、結果として企業版ふるさと納税として、じゃ、この事業を応援しましょうというような事業提案型のものも、今年度、幾つも旭川市として獲得できているという状況、さらには、来年度、人材派遣型の活用ということで、まずは、3年間、期間が延びましたので、その3年間に有効に活用していきたいとも思っておりますし、先ほど来お話にあります9割控除ということになりますので、例えばイベントの協賛金など、300万円をもらっているのであれば、1割の負担でいいとするのであれば、逆に言うと、企業版で言うと最大3千万円までいただける、そういったことも考えられるものですから、我々行財政改革推進部

のみならず、全庁的な取組としてうまくこの制度を活用して資金の調達、そして歳入の確保というものを行っていききたいというふうに考えております。

○高見委員 企業版ふるさと納税における今後の市の考え方ということで部長答弁をいただきました。当然、答弁でありましたように、企業版ふるさと納税は返礼品がないということで、歩留りという表現をされていましたが、実質、ほとんどいただいた寄附事業に対して投資をできるということで、本当に自主財源を含めて確保に大きくつながっていると思います。

ただ、やはり、企業から貴重なお金を、寄附をいただいたということで、当然、それに対するお礼というか、その事業に対して、PR広告なり、何々県の何々社よりこれだけの金額でこの事業に寄附をいただき、こういう施設なりこういうサービスの提供ができるようになりましたという、そういうPRを含めて真心が籠もった対応をしていただきたい。そういうことで、無礼なようなことがあると、やっぱり、もう二度と旭川市に寄附なんかしたくないよということにつながる部分もありますので。

ちなみに、このほかに私はちらっと思ったんですけども、いろんなチラシを、13種類今作っていますけども、旭川市の中心市街地活性化事業であるとか、来年以降、新旭川市民文化会館の建設に向けた事業、とにかく、事業が立ち上がると同時にすぐさま、やはり、市民に開かれた、そういった市民文化会館の建設に向けて御寄附をいただきたいという部分での即座の対応もお願いしたいということも含めて申し上げて、私の質疑を終わります。

○えびな委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時43分

再開 午後1時44分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○皆川委員 公明党、皆川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、消防本部に対しまして、幾つか重要な点を確認してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、日頃より、市民の生命と財産を守るために、消防本部の皆様が昼夜を問わず献身的に職務に当たられているということに、心より感謝を申し上げたいというふうに思っております。

日々の厳しい訓練や、火災、救急、災害対応の最前線での御尽力が市民の安全、また安心を支えているということに、深く敬意を表したいと思います。

ちなみに、先週の金曜日、3月7日は消防記念日ということでございました。

消防の使命は、火災から市民の命と財産を守ることにとどまらず、近年では、救急搬送の需要増大への対応が極めて大きな課題となっているところでございます。特に、高齢化の進行や市民の多様な救急ニーズによって救急業務の負担は年々増しており、迅速で的確な対応が求められているということから、今後の体制強化についても確認をさせていただきたいというふうに思っております。

救急・消防体制をより効果的、効率的に運用するために、デジタル技術の活用、また、いわゆるDXの推進が不可欠であるというふうに思っております。全国的にも消防指令システムの高度化を図る自治体というのが増えておりまして、本市においても、指令業務の迅速化や、また、正確性の

向上を実現するための取組というのが求められていると思っております。

そこで、今日は救急全般についてお聞きしていきますけれども、まずは、９款１項３目の中から、高機能消防指令センター装置改修費について、事業の概要と予算額の詳細をお願いいたします。

○松本消防本部指令課長 高機能消防指令センター装置改修費につきましては、消防指令センターに係る情報伝達体制の安定化を図るために、消防指令センターと消防車との間でデータ通信を行う車両運用端末装置を更新する経費として９千８２９万９千円、また、１１９番通報の受報時に必要不可欠なＮＴＴ通信回線ケーブルの架空線の埋設に要する費用として７１０万円、合わせて１億５３９万９千円を計上しているものです。

○皆川委員 消防・救急活動の現場では、一刻を争う状況の中で、正確な情報を迅速に共有することが極めて重要であるというふうに考えますけれども、消防指令センターと消防車両の間でデータ通信を行う車両運用端末装置について、改めて、この装置の役割と、この装置が備える機能についても伺いたいと思います。

○松本消防本部指令課長 車両運用端末装置、通称ＡＶＭとは、通信機能を有したディスプレイ型体の装置で、災害対応用の全ての緊急車両に積載している装置です。

災害出動時に、地図上で目的地までの最適ルートを案内するほか、消防指令センターとのデータ通信により、災害現場や建物の詳細な情報、付近の消火栓情報、各消防車両の現在地などの動態情報、それらをはじめ、より効果的に消防・救急活動を行うために必要な様々な支援情報をディスプレイで確認できる機能を有した装置です。

○皆川委員 先ほどの御説明で、車両運用端末装置、いわゆるＡＶＭが、指令センターとのデータ通信を通じて、災害現場の詳細情報や消火栓の位置、また車両の動態情報などをリアルタイムで共有して、消防・救急活動の迅速化と、また、現場対応において重要な役割を担う装置であるというふうに確認をさせていただきました。

その上で、このＡＶＭの更新と、１１９番通報の受報業務に必要なＮＴＴ通信回線ケーブル架空線の埋設について、令和７年度予算として計上するに至った理由について伺いたいと思います。

○松本消防本部指令課長 車両運用端末装置のデータ通信につきましては、現在、ＮＴＴドコモのＦＯＭＡ回線、一般的には３Ｇと言われております第３世代移動通信方式を利用していますが、この回線の使用期限が令和８年３月３１日までであり、それ以降は４Ｇに分類されますＸｉを利用することになるため、令和７年度中にＸｉ回線対応型の端末装置へと更新しなければなりません。さらに、消防指令センターの改修を行おうとするものです。

また、ＮＴＴ通信回線ケーブル架空線の埋設につきましては、令和６年１月２０日に除排雪業者の車両が引き起した事故によってＮＴＴ通信回線が断線したことを踏まえ、危機管理上の観点から１１９番通報回線の安全対策を強化しようとするものです。

○皆川委員 １１９番通報回線の安全対策の確保については、消防の生命線とも言える極めて重要な事業であり、ＮＴＴ通信回線ケーブル架空線の埋設の必要性については十分に理解をしたところであります。また、ＦＯＭＡ回線からＸｉ回線への移行については、通信事業者の方針もあり、やむを得ない対応だというふうにも認識しました。

Ｘｉ回線対応型の端末装置への更新と消防指令センターの改修に伴って、従来の回線と比べてど

のような改善が期待できるのか、利点についてお示しいただきたいと思います。

○松本消防本部指令課長 いわゆる3Gから4Gへ変更することで通信速度が格段に速くなることから、これまで以上に指令センターと各緊急車両との間での情報共有がスムーズになることが大きな利点と考えます。

○皆川委員 ただいまの御説明で、現在の車両運用端末装置、AVMは、通信方式が3Gから4Gへ移行するということで、指令センターと緊急車両との情報共有がこれまで以上にスムーズになって現場対応の迅速化が期待できるということでもあります。こうした技術革新を生かして消防・救急活動の精度を高めるためにも、AVMの適切な導入、更新が重要であると考えます。

そこで、本市の消防本部ではAVMをいつから導入しているのか、また、デジタル機器である以上、これまでどのような更新や改良が行われてきたのか、その経過、概要も含めてお伺いしたいと思います。

○松本消防本部指令課長 AVMにつきましては、平成6年度の指令台システムの更新時に初めて導入しております。当時は、車両の動態管理のみを行い、消防無線の電波を利用していたため、データ送信を行うと、その都度、消防無線に雑音が入るという不都合がありましたが、平成20年10月から総合防災センターが供用開始されることに合わせて、それまでの第二庁舎から消防指令センターを移設、更新する際に現在のFOMA回線に切り替えたことにより、無線交信に影響を与えることなく、より高速で大量なデータ通信を行うことが可能となりました。

○皆川委員 近年、DXの推進というのが叫ばれておりますけども、災害対応の分野では、実はかなり以前からデジタル化が進められていたということが分かりました。また、今回の事業によってさらに情報共有がスムーズになるということで、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

ところで、スマートフォンからの119番通報時に、電話をつないだままで現場の状況をビデオ通話でリアルタイムに把握して消防指令員が適切な対応を指示できる、Live119というシステムが全国的にも注目されておりまして、私どもの会派でも、令和7年度の予算要望として、救命率の向上を図るため、Live119を導入することということで上げているところであります。

そこで、他の自治体におけるLive119の導入状況や、今後、本市においても導入を考えているのか、見解をお伺いしたいと思います。

○松本消防本部指令課長 スマートフォンからの119番通報の際に、通報者のスマートフォンのカメラ機能を活用させていただき、ビデオ通話により現場の状況をリアルタイムで把握することができるシステムの導入状況につきましては、今年度時点で、Live119と類似のシステムも含め、全国720消防本部のうち252本部が、道内では5本部が導入しております。

指令センターから現場の状況がリアルタイムで把握できるということは、指令センターから通報者に対して必要な処置を的確に伝えることができ、また、出動隊が現場到着前に活動方針の詳細を決定できるなど様々なメリットがあると認識しており、本市においては、指令台の次期更新に合わせて導入するよう検討しているところです。

○皆川委員 Live119についてお聞きしました。指令台の更新の際にはぜひ導入をとということで、強く思っております。

近年、全国的に救急出動件数は増加の一途をたどっておりまして、特に、高齢化が進行する中で、救急医療体制の負担が年々増大していると認識しております。

こうした状況の中で、本市の救急体制においても、より迅速かつ的確な対応が求められているのではないかと考えます。

また、昨年11月に開催された市民と議会の意見交換会におきまして、総務班では、「旭川市の救急医療体制について～持続可能な救急医療体制に向けて～」というテーマの下、市民の皆様から貴重な御意見をいただきまして、救急医療に関する様々な課題や関心の高さを改めて実感したところであります。

そこで、本市における現在の救急出動の状況や傾向、直面している課題について、改めてお示しをいただきたいと思います。

○原井消防本部警防課救急担当課長 本市におきましても、救急出動件数は全国同様に増加傾向にあり、旭川市内の救急出動件数は、令和5年に1万9千914件と、統計開始以来、最多となり、令和6年は、速報値でございますが、1万9千482件と過去2番目の件数でした。また、救急搬送患者のうち、65歳以上の高齢者の割合も年々増加しており、令和5年は約68%、令和6年は約69%と、若干ではありますが、増加傾向にあります。

課題といたしましては、総務省消防庁が令和5年に行った将来推計において、高齢化の進展等により救急需要は今後も増大する可能性が高いことが示されており、本市としても、この救急需要の増加にいかに対応していくかが課題であると考えているところでございます。

○皆川委員 ただいまお答えいただきましたように、救急需要の増加で、ある自治体では、市内の病院に救急車で搬送されたものの、入院に至らなかった軽症者については、一部の症状を除き、料金を徴収する方針を決定したという発表もありました。

これは、救急要請の件数が許容範囲を超えて重症患者への対応に支障を来す事態を深刻に受け止めた上で、救急車の適正利用を促すための抑止策として講じられたものと推察しております。このような対応は、一見すると極端な方法にも思いますけども、それだけ救急搬送の現場が逼迫しているという現状を物語っており、決して他人ごとではないというふうに感じております。

本市においても、救急需要の増加に伴う課題があるという御説明をいただきましたけども、現在、この状況に対して具体的にどのような対策を講じているのか、改めてお伺いしたいと思います。

また、今後、さらに救急搬送件数が増加した場合の対応についても、現時点での方向性があれば併せて御説明ください。

○西館消防本部次長 救急需要の増加に伴う対策といたしましては、これまでも、救急出動件数の抑制を図るために、ホームページや救急講習、各種イベントなど、様々な機会を通じて救急車の適正利用を呼びかけてきたところでございます。

また、救急出動につきましては、本市の統計上、8時から18時までの時間帯の出動件数が全体の約60%を占めていることや、市内中心部での救急要請が多いことなどを踏まえまして、今年度から暫定的に平日の日中だけ運用する日勤救急隊を市内中心部の南消防署に1隊増隊し、検証を進めているところでございます。この暫定運用の結果、救急需要対策としての効果が高いことが認められておりますことから、今、委員の質疑にありましたような、今後の救急搬送件数の増加を見据えまして、令和7年度からは日勤救急隊の正式運用を実施したいと考えております。

○皆川委員 救急需要対策として、日勤救急隊を新たに創設して正式運用へと移行するということは、救急体制の強化につながる大変意義のある取組であって、市民にとっても安心感を高めるもの

と評価できます。

特に、救急要請が多い時間帯や地域を踏まえた対応を進めることは、限られた人員、資源の中で、より効率的な救急体制を構築する上で重要であるというふうに考えております。

これまでも、本市では、救急需要の増加に応じて救急隊を増強してきた経過があると思いますけれども、先ほど令和5年、6年の救急出動件数について御答弁がありましたが、さらに長期的な視点から、本市の救急体制がどのように推移してきたのか、確認したいと考えます。

そこで、平成元年から現在に至るまでの救急隊の数の状況と、それに伴う出動件数についてお示しいただきたいと思います。

○加藤消防本部警防課主幹 平成元年は、救急隊が4隊で出動件数が6千29件でしたが、その後、救急需要の増加に合わせ、その都度、救急隊を増隊し、平成20年10月からは現在と同じ体制である救急隊11隊運用としているところです。

11隊運用を開始した平成20年の出動件数が1万3千827件でしたので、平成元年と比較すると2倍以上となっています。また、先ほど答弁したとおり、令和5年の出動件数が1万9千914件、令和6年が、速報値となりますが、1万9千482件ですので、平成元年の3倍を超えている状況であります。

○皆川委員 平成元年と比較して、昨年の救急出動件数は3倍以上に増加しているということでありました。これは、救急需要が年々高まる一方で、人口減少が進んで、財政状況を踏まえても、今後、際限なく救急隊を増やし続けることには限界があることを示しているというふうに考えます。

救急体制の持続可能性を確保するためには、単に公的な救急隊の増強に依存するのではなく、民間の力を適切に活用していくことも重要ではないかと考えます。例えば、熊本地震や能登半島地震の際には、病院間の転院搬送などで民間救急が大きな役割を果たしたという事例も報告されております。このような災害時に限らず、平時から民間の患者等搬送事業者を適切に活用することで、救急隊の負担を軽減し、重症患者への対応をより確実なものとするのが可能ではないかと考えます。

そこで、本市における患者等搬送事業者の現状や活用についての認識をお聞きしたいと思います。

あわせて、今後の救急体制の強化策として、民間事業者との連携をどのように進めていく考えなのか、今後の取組についてお伺いしたいと思います。

○原井消防本部警防課救急担当課長 民間の患者等搬送事業者につきましては、緊急性の低い患者の搬送を実施するものであり、逼迫する救急需要対策に大きく貢献していただいていると考えています。

消防本部では、このような事業者を支援するため、年に1回、患者等搬送乗務員基礎講習会や患者等搬送乗務員定期講習会を開催しております。

現在、市内の認定事業者は3社であり、搬送実績につきましては、令和3年度が4千937件で、うち医療機関から医療機関への転院搬送が1千79件、令和4年度が3千246件で、うち転院搬送が955件、令和5年度が3千501件で、うち転院搬送が1千560件でした。

このように、本市においても、民間の患者等搬送事業者の役割は大きく、救急需要対策として効果が認められていることから、今後も引き続き支援の取組を継続してまいりたいと考えております。

○皆川委員 ただいまの搬送実績に関する御説明を踏まえると、民間救急の有用性は明らかであり、今後も公的救急と民間事業者との適切な連携を強化していくことが持続可能な救急体制の確立につ

ながるものと考えます。引き続き、事業者支援の取組を進めていただくとともに、民間救急のさらなる活用の可能性についても検討を深めていただきたいと思います。

さて、救急事案の中には、結果として、軽症であり、本当に救急要請が必要だったのか、疑問視されるケースも一定数存在すると思います。その一方で、突然の体調不良やけがに直面した際、救急車を呼ぶべきかどうか判断に迷うという市民の声も多く聞かれているところであります。適正な救急要請を促すためには、市民が冷静に状況を判断し、必要な場合に速やかに119番通報を行える環境を整えることも重要ではないでしょうか。

現在、スマートフォンの普及率が高まる中、救急車を呼ぶべきかの目安を提供するアプリも登場しており、その活用が進められていると伺っております。こうしたデジタルツールの内容や機能について、本市としてどのように認識をされているのか、お伺いしたいと思います。

○加藤消防本部警防課主幹 総務省消防庁では、住民の緊急度判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供するため、全国版救急受診アプリQ助を提供しています。このアプリは、該当する症状などを画面上で選択していくと、緊急度に応じた必要な対応を4段階で判定し、緊急性がある場合には今すぐ救急車を呼びましょうといったメッセージが表示され、特に救急車を要請するかどうか迷っている方にとっては有用なものと認識しており、市のホームページに掲載するなど、周知を図っているところです。

○皆川委員 Q助については、私自身も実際に試してみました。適切に症状を判定してくれる大変便利なアプリだなというふうに感じました。救急車の適正利用を促し、市民が冷静に判断できる環境を整える上でも有効な手段であるというふうに考えます。ぜひ、救命講習や各種イベントの機会を活用して、市民への周知を積極的に進めていただきたいと思います。

さて、話は変わりますが、119番通報の際に、オペレーターに伝えた情報を、到着した救急隊員から再度聞かれることがあるという話を耳にしたことがあります。もちろん、現場での迅速かつ正確な対応のために必要な確認作業であるとは思いますが、一方で、患者やその家族にとっては負担となり得るほか、現場対応や搬送時間に影響を与える可能性もあるのではないかと考えます。

こうした状況について、消防側としてどのような認識を持っているのか、お伺いしたいと思います。

○原井消防本部警防課救急担当課長 救急隊は、現場に到着するまでに、指令センターと通報内容を共有した上で現場で傷病者と接触しますが、通報段階では通報者が慌てていたり正確な内容でないこともあるため、現場到着時に改めてかかりつけ病院や既往症を確認することがあります。また、傷病者の症状を把握するためにバイタルサインを観察するなど、医療機関へ正しい情報を伝えるために作業が必要なことから、搬送時間に影響を与えるケースも少なからずあると認識をしております。

○皆川委員 これは、一般の方々にもなかなか理解されていない部分が多いのではないのかなと感じますが、特に、救急隊と傷病者本人との現場でのやり取りは双方にとって少なからず負担となるということが想像されて、スムーズな救急搬送を実現するためにはこの負担を軽減する仕組みが必要ではないかと考えます。

こうした状況を踏まえて、総務省消防庁では、今後も搬送率が高い高齢者の人口が増加する見込

みであることを背景に、救急搬送時の負担軽減と医療機関との連携強化を目的とした新たな取組を進めています。具体的には、マイナ保険証を活用して、通院履歴などの医療情報を救急隊がリアルタイムで確認できる仕組みを構築する実証事業を全国的にスタートさせたと伺いました。このようなデジタル技術を活用した取組は、救急現場における情報共有を効率化し、より適切な医療提供につなげることができる可能性を秘めていると考えます。

本市として、このマイナ保険証を活用した医療情報の共有化に関する取組や、今後の導入の可能性についてどのように考えているのか、見解をお聞かせください。

○西館消防本部次長 救急隊によるマイナ保険証の活用につきましては、救急搬送される傷病者がマイナ保険証を利用している方であれば、傷病者の情報を正確かつ早期に把握することで救急活動の迅速化、円滑化が図られるものと考えております。

今年度、総務省消防庁が実施している実証事業、マイナ救急には、全国で67消防本部が参加しているところでございます。次年度におきましては、実証事業の対象を全国の全ての消防本部に拡大することとされておりまして、本市につきましても、当該実証事業の実施消防本部となることが決定しているところであります。

○皆川委員 本市の消防本部についても、次年度からマイナ救急の実証事業に参加するということでもあります。

これによって、救急活動のさらなる迅速化、円滑化が期待されるところであります。特に、救急隊が現場で患者の通院履歴や健康情報をスムーズに確認できることで、適切な搬送先の選定や医療機関との連携が強化され、救急医療の質の向上にも寄与するものというふうに考えます。

しかしながら、こうしたデジタル技術を活用した実証事業を行うに当たっては、タブレット端末やカードリーダーなど専用機器の導入や、運用に伴って通信費などのランニングコストも発生してくることが考えられますけども、これらの費用については、本市では令和7年度予算には計上していないのか、お伺いしたいと思います。

○加藤消防本部警防課主幹 総務省消防庁による令和7年度の実証事業では、タブレット端末など関連機器の整備費用に加え、通信費、システム利用料など、イニシャルコスト、ランニングコストともに総務省消防庁が負担することから、本市としては令和7年度予算に関連経費は計上していないところです。

なお、実証事業は、令和7年度末で終了しますが、令和8年度以降も引き続きマイナ救急の取組を継続する消防本部におきましては、通信費、システム利用料等のランニングコストに係る費用を負担することとなります。

○皆川委員 令和8年度以降に関してランニングコストがかかるということでありました。

デジタルツールとしてのアプリQ助に加えて、マイナ救急、さらにはLive119と、現在進行形のものも含めて、救急業務の分野でもDXが少しずつ進展していることを改めて感じております。これらの技術の活用によって市民が適切な判断をしやすくなることや、救急業務の負担軽減につながる可能性もあるというふうに考えます。

一方で、総務省消防庁の資料によれば、人口減少や少子高齢化の進展は消防需要にも大きく影響を与えて、特に救急業務については、高齢化の進展に伴い、全国の救急搬送人員数が2035年まで増加するというふうに予測されています。本市においても、救急出動件数の増加が続いており、

今後さらに逼迫することが想定されます。

こうした状況の中で、財政状況を踏まえれば、救急搬送の担い手である救急隊の増員には限界があるということも現実的な課題として考えなければなりません。そのため、今後の救急需要の増大に対応し、効果的、効率的な救急・災害対応を展開するためには、日々進歩するデジタルツールを適切に活用してさらなるDXの推進を図ることが不可欠ではないかというふうに考えております。

そこで、今後の救急業務及び消防・防災分野におけるDXの活用方法や展望についてどのようにお考えか、消防長に見解をお伺いしたいと思います。

○河端消防長 消防業務の中でも通信指令業務や救急業務などの災害対応につきましては、人命に直結する重要な業務でありまして、一秒でも早い現場到着、そして一秒でも早い医療機関への搬送が求められることから、デジタルツールの活用は極めて有効なものと認識しております。

先ほどの答弁にもありましたように、近年、消防指令センターの高機能化や国によるマイナ救急の実証事業をはじめ、消防分野を取り巻く環境も大きく変わろうとしております。今後につきましても、消防の責務を果たすために、増加する救急需要に対し、確実に対策を講じるとともに、Live119などのシステムの導入やマイナ救急の実証事業へ参画するなど、デジタルツールを積極的に活用し、消防業務のDXの推進に取り組んでまいります。

○皆川委員 以上で、消防本部への質疑は終わりたいというふうに思っております。

続きまして、防災安全部のほうにお聞きしていきたいと思います。

近年、全国各地で豪雨や台風による水害が頻繁に発生し、甚大な被害が発生しています。特に、都市部においては、河川の氾濫のみならず、下水道や排水できなくなったマンホールの機能の限界を超える内水氾濫の状況や、地盤の低い地域での長時間の浸水被害など、大きな課題となっております。本市においても、過去の水害を教訓としながら、最新の科学的知見を取り入れ、市民が迅速かつ適切に避難行動を取ることができるよう、ハザードマップの整備を進める必要があると考えます。

そこで、9款1項4目防災対策費の中で新たに計上されております浸水ハザードマップ整備費に関する取組についてお伺いをしていきたいと思います。

まずは、本事業の実施に至った経緯や概要についてお示しいただきたいと思います。

○竹内防災安全部防災課主幹 9款1項4目防災対策費のうち、浸水ハザードマップ整備費につきましては、令和3年7月の水防法改正に伴い、洪水浸水想定区域の指定対象河川が拡大されたことを踏まえ、洪水ハザードマップの改定を行うほか、雨を排水し切れずに発生する内水氾濫の被害予測図である内水ハザードマップを加え、浸水ハザードマップとして作成し、全戸に配布しようとするものでございます。

予算額につきましては、2千191万2千円を計上しております。

○皆川委員 雨を排水し切れずに発生する内水氾濫の被害予測図である内水ハザードマップを加えて作成するということではございました。

全国の自治体では、近年、災害リスクの高まりを受けて様々な防災ハザードマップが作成されているかというふうに思います。本市が今回作成する浸水ハザードマップについて、どのような特徴があるのか、お伺いします。

○竹内防災安全部防災課主幹 本市の特徴といたしましては、洪水ハザードマップを左ページ、内

水ハザードマップを右ページに配置し、併せて浸水ハザードマップとして見開きで確認できるようにするほか、災害時に役立つ知識等を、本市の実情に即し、分かりやすく1冊にまとめ、仮称「旭川市防災これ一冊まとまっぷ」として配布するものでございます。

○皆川委員 分かりやすく1冊にまとめて、「旭川市防災これ一冊まとまっぷ」というタイトルで配布するということでありました。

本冊子には、洪水や内水氾濫に関するハザードマップの掲載が予定されているとお聞きをしたところですが、本冊子には、ハザードマップ以外に、そのほかにどのような情報を掲載する予定でしょうか、掲載内容についてお聞かせください。

○竹内防災安全部防災課主幹 ハザードマップ以外の掲載内容につきましては、風水害、土砂災害、地震等の各種災害への備え、指定避難所一覧、災害情報の入手方法、避難時の非常用持ち出し品等を予定しております。

○皆川委員 近年、災害が頻発する中で、防災に関する正確な情報を市民一人一人に届けることの重要性がますます高まっています。

しかしながら、ハザードマップや防災に関する冊子は、適切な活用がされなければ単なる配布物にとどまるおそれがあり、いざというときに、どこにあるのか分からずに生かされない可能性があります。そのため、単に作成、配布するだけではなく、市民にしっかりと認知され、日常の防災意識向上や災害時の具体的な行動につながるような広報活動が求められると考えます。

そこで、本市では、本冊子の配布前後にどのような広報活動を行い、市民への周知を図る計画なのか、お伺いしておきたいと思います。

○竹内防災安全部防災課主幹 本冊子の周知につきましては、配布前に広報誌やSNSに掲載し、大切に保管していただくことをお願いするほか、本冊子を活用しました防災訓練や防災講習を実施し、市民に周知する予定でございます。

○皆川委員 災害時に迅速かつ的確な行動を取るためには、平時からの備えと情報の周知が不可欠です。特に、防災冊子やハザードマップは、市民が災害リスクを理解し、適切な避難行動を取るための重要なツールとなります。

しかし、幾ら有益な情報が掲載をされていても、市民にしっかりと認知され、活用されなければ、十分な効果を発揮できません。

本冊子の配布について、今回作成される部数については何部ぐらい想定しているのでしょうか、あわせて、具体的な配布方法及び対象範囲についてお伺いしたいと思います。

○竹内防災安全部防災課主幹 本冊子の配布につきましては、前回、洪水ハザードマップを改定した平成31年3月と同様に、全戸配布用と転入者用などの予備を含めまして20万部を作成し、業者委託により全戸配布することを予定しております。

○皆川委員 近年、情報の入手手段が多様化する中で、防災情報の伝達方法も、紙媒体にとどまらず、デジタル化が求められているというふうに感じます。特に、スマートフォンやタブレット端末を活用することで、災害時にも迅速かつ確実に必要な情報にアクセスできる環境を整えるということが重要です。また、冊子のみの配布では紛失や保管の課題もあって、デジタル版の提供によって防災情報の継続的な活用が期待されます。こうした観点から、防災情報の普及をさらに推進するためには、冊子だけではなく、デジタル版の提供も不可欠ではないかと考えます。

本市として、冊子の作成に加え、スマートフォンやタブレット端末を活用した利便性向上の取組として、本冊子の内容を市の公式ホームページやアプリ等で公開する予定はあるのか、お伺いしたいと思います。

○竹内防災安全部防災課主幹 市ホームページにおきましてPDFファイル形式で掲載するほか、行財政改革推進部と連携し、公開型GISによりウェブ上で公開し、外出先でもスマートフォン等でハザードマップや指定避難所を確認可能とする予定でございます。

○皆川委員 単なる情報提供にとどまらないで、市民の防災意識向上のために活用されることが重要と考えます。

特に、学校や地域での防災教育の場においてどのような形で活用する予定でしょうか、また、子どもや高齢者などにも分かりやすい表現やデザインなど、工夫される予定はあるのか、お伺いしたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長 今後の活用予定につきましては、先ほど主幹から答弁させていただいたとおり、本冊子を活用した防災訓練や防災講習の実施を考えております。また、子どもや高齢者にも分かりやすい工夫につきましては、今後、内容の詳細を検討する上で配慮してまいりたいと考えております。

○皆川委員 近年では、集中豪雨や台風の大型化が進んで、全国各地で記録的な水害が発生しています。これらの水害は、一度きりの異常気象ではなく、気候変動の影響による長期的な傾向であり、これまでの防災対策やハザードマップの想定を超えるケースも増えております。そのため、市民の安全を確保するためには、従来のデータに基づいた対策だけではなく、最新の科学的知見を取り入れ、より現実に即したリスク評価と情報提供を行うことが不可欠だと考えます。

こうした状況を踏まえて、本冊子に掲載する浸水ハザードマップには最新の科学的データは反映されるのか、お聞きしておきたいと思います。

○竹内防災安全部防災課主幹 近年、全国各地で水害が頻発化、激甚化する中、水害リスク情報の提供を行っていない中小河川等の氾濫等により多くの浸水被害が発生しているところです。これに伴いまして、令和3年7月に水防法が改正されまして、ハザードマップ作成の対象河川等が拡大されたものであり、本冊子はこれを反映させるものでございます。

○皆川委員 市民の声を反映して、実際に活用しやすい形で整備していくことが不可欠だと考えます。

また、災害の発生状況やリスクは地域ごとに異なるため、専門家の知見を取り入れながら、科学的根拠に基づいたハザードマップ作成が求められます。特に、市民が日常的に目にし、いざというときに迅速に行動できるような実用的な内容にするためには、現場の声や、また、実際の防災訓練などからのフィードバックを積極的に生かしていくということが重要ではないかというふうに考えます。

そこで、本冊子の作成に当たって、市民の意見をどのように収集して、また、防災の専門家からのアドバイスをどのように活用していくのか、お聞かせください。

○紺田防災安全部防災課長 現在の洪水ハザードマップにつきましても、市民の皆様から防災訓練、防災講習等において様々な御意見をいただいているところでございます。

こういった御意見や議会での議論も踏まえ、関係機関と連携し、利便性の高いものとなるよう検

討してまいりたいと考えております。

○皆川委員 災害リスクは、固定的なものではなくて、気候変動や都市開発の進展に伴って年々変化していきます。特に、近年の集中豪雨や台風の大型化によって、これまで浸水被害のリスクが低いとされていた地域でも被害が発生するなど、新たな脅威への対応が求められています。また、避難所の変更や新たな防災インフラの整備など、市民に正しい情報を提供し続けるためには、ハザードマップの定期的な更新というのが不可欠です。さらに、デジタル技術の活用によって迅速かつ柔軟に情報を更新し、市民へ発信することも可能になっています。

そこで、本市においては、デジタル版も含めたハザードマップの更新や改定をどのように考えているのか、具体的な更新頻度についてもお示しください。

○竹内防災安全部防災課主幹 掲載情報に変更が生じた場合におきましては、情報の変更をお知らせするチラシを本冊子に折り込んで配布する等の対応を考えており、本冊子の全面的な見直しは、費用面を考慮し、具体的な更新頻度を定めず、必要に応じて検討してまいります。

○皆川委員 大規模な災害が全国で相次ぐ中、防災対策の強化は自治体にとって最優先の課題の一つというふうになっております。災害時に市民の生命と財産を守るためには、行政の備えだけでなく、市民一人一人が日頃から防災意識を高めて適切な行動が取れるようになることが重要です。そのためには、防災情報の普及やハザードマップの整備にとどまらず、防災訓練の充実、地域コミュニティとの連携強化、最新技術の活用など、多角的な取組を推進していく必要があります。

防災冊子の作成を通じて、市民の防災意識の向上や災害時の適切な備えにつなげることが期待されますけれども、今後、本市として、防災力の向上をさらに推進していくために、具体的にどのような取組を進めていく計画でしょうか、また、市民とともに安心、安全なまちづくりを進めるに当たっての決意をお聞かせください。

○紺田防災安全部防災課長 防災力向上の取組につきましては、本冊子を含め、各種マニュアルなどを作成し、防災訓練や防災講習などの機会や、ホームページを通じて市民に対する防災知識の普及啓発を図ってまいります。

また、逃げ遅れゼロの地域づくりプロジェクトを令和4年度から展開いたしまして、町内会や市民委員会をはじめとする様々な地域団体やその地区の学校関係者などで構成する地区防災会議を立ち上げ、各地区の防災計画の作成を支援してまいりましたが、このプロジェクトを市内の各地区に展開してまいります。

今後におきましても、安全で安心して暮らせるまちづくりのため、自助、共助、公助が一体となって地域防災力の向上に努めてまいります。

○皆川委員 災害発生時に地域全体で迅速かつ的確に対応するためには、今お答えいただきましたように、行政による公助だけではなく、住民一人一人が主体的に防災に関わる自助と、地域の支え合いによる共助の充実が不可欠です。特に、発生直後の対応では、近隣住民や地域の自主防災組織が果たす役割が大きく、日頃からの訓練や人材育成が地域防災力の向上に直結します。

そのため、防災知識を備えたリーダーの育成が求められて、その一環として防災士資格の取得が有効な手段の一つとなります。一方で、資格取得に係る費用の負担が重いという声も上がっております。全国の自治体の中には、防災士の資格取得を促進するために、市民に対して取得費用の助成制度を導入する事例も増えているとお聞きしています。こうした取組は、地域における防災の担い

手を増やし、市民の防災意識の向上にも大きく貢献すると考えられます。

そこで、本市において、今後、防災士資格の取得を希望する市民に対する研修費用の助成や資格取得者の活用についてどのように考えているのか、市の見解をお伺いします。

○竹内防災安全部防災課主幹 防災士は、防災に関する一定の知識、技能を習得したことを日本防災士機構が認証する資格で、令和7年2月末日時点におきまして全国で31万5千576名、旭川市で289名が認証登録されております。

大規模災害が発生した際、地域のリーダー的な役割が期待される資格ではありますが、資格を取得するに当たっては総額6万円を超える高額な研修費用を負担する必要があります。資格取得者が増加傾向にありますことは、本市の防災にとっても大変心強いことと認識しておりますが、防災士の資格取得希望者に対する研修費用の助成につきましては実施しておりません。

○皆川委員 ただいま答弁をいただきましたけども、明日3月11日は、東日本大震災発生から丸14年を迎えるところであります。あの日、多くの貴い命が失われて、私たちは、災害の恐ろしさと、また、防災、減災の重要性を痛感しました。震災を教訓として全国で防災意識の向上が図られている一方で、発災直後の初動対応の重要性が改めて認識されています。

その中で、防災士の果たす役割は極めて大きく、災害時における的確な判断力と知識を備え、地域の避難誘導や初動対応を担う存在として期待されます。資格取得者の増加は、地域防災力の向上に直結し、災害発生時における迅速な対応や避難行動の適切な指導が可能となります。本市においても、防災士資格の取得を促進して地域の防災リーダーを育成していくことは、今後の防災力強化に欠かせないと考えます。市民が自主的に防災知識を習得し、地域を支える人材となることを後押しするような防災士の育成支援や、資格取得の促進に向けた具体的な取組を、ぜひ、今後御検討いただければというふうに考えております。

それでは、引き続き、防災に関して、次は災害時緊急情報配信費についてお伺いします。

特に、市民への迅速かつ確実な情報伝達を目的とした同報系防災行政無線等整備について、事業の概要及び予算額について御説明ください。

○竹内防災安全部防災課主幹 9款1項4目防災対策費のうち、災害時緊急情報配信費につきましては、災害時の避難等に関する情報を市民及び観光客等に速やかに伝達するため、総合庁舎屋上に屋外スピーカーを設置し、情報伝達体制を整備しようとするものでございます。

予算額につきましては、4千717万9千円を計上しております。

○皆川委員 災害発生時には、市民が迅速かつ的確に行動できるよう、正確な情報をいち早く届けるということが極めて重要であります。特に、大規模な災害が発生した際には、インターネットや電話回線が混雑して情報が届きにくくなる可能性があるため、多様な伝達手段を確保し、市民一人一人に確実に情報が届く仕組みを整備することが求められます。

また、高齢者や障害のある方、外国人住民など、情報を受け取りにくい立場の方々にも配慮したきめ細かな情報提供の体制が必要ではないでしょうか。

そこで、本市の災害発生時の緊急速報における情報の伝達手段について、現状と課題についてお聞きしたいと思います。

○竹内防災安全部防災課主幹 本市の災害発生時の緊急情報につきましては、エリアメールや緊急速報メールを利用して携帯電話やスマートフォン等に配信するほか、Lアラートによりテレビ、ラ

ジオなどの報道機関、さらに、市ホームページやSNSを通じて広く市民に周知しているところです。

課題としましては、携帯電話やスマートフォン等を所持していない方や旅行客等への情報伝達が十分でないことが挙げられると認識しております。

○皆川委員 近年では、自然災害の激甚化に伴って、情報伝達手段の多様化や、より確実に市民に情報を届ける仕組みの強化が求められております。また、過去の災害事例を踏まえて、本市の地形や人口分布を考慮した整備が不可欠であり、計画的かつ効果的な設置が重要になると考えます。

そこで、令和7年度の整備においてどのように設置されるのか、その整備方針についてお伺いしたいと思います。

○竹内防災安全部防災課主幹 令和7年度につきましては、総合庁舎屋上に屋外スピーカーを設置するとともに、総合庁舎7階の災害対策本部事務室、または防災課事務室に同報系無線の基盤システムとなる情報発信装置を整備する予定としております。

○皆川委員 来年度、市総合庁舎内に情報発信装置を整備するということで、災害対策本部や防災課がより迅速に対応できる体制を整えることは、市民の生命と財産を守るために欠かせない取組と考えます。

そこで、市総合庁舎の災害対策本部事務室、または防災課事務室に情報発信装置を整備するということでありましたけども、具体的にどのような発信機能を持つ装置を設置する予定なのか、お伺いします。

○竹内防災安全部防災課主幹 J－A－L－E－R－T受信時の国民保護情報や緊急地震速報につきましては、自動で総合庁舎屋上の屋外スピーカーから警報音を発信できるほか、避難情報等につきましても、職員が情報発信装置に入力することで屋外スピーカーから合成音声を配信することが可能となります。

○皆川委員 屋外スピーカーは、災害時に重要な情報伝達手段となる一方で、スピーカーの近くに住む方にとっては、音量が大き過ぎることが生活環境に影響を与える可能性がございます。特に、早朝や深夜に試験放送を行う場合や、強風時に音がどのように拡散するかなど、周辺住民への配慮が求められるのではと考えます。

そこで、本市では、この屋外スピーカーの音量調整についてどのような対策を講じるのか、お聞かせください。

また、設置後に、住民からの意見を受け付けて、必要に応じて音量や放送時間の調整を行う仕組みであるのか、市の考えをお伺いします。

○竹内防災安全部防災課主幹 屋外スピーカーにつきましては、従来のスピーカーに比べて2から3倍の距離まで明瞭な音が届くことに加え、設置場所直下等での音量が抑えられるなど、近隣住民の騒音問題等も考慮したスピーカーとしております。また、試験の際には音量を抑えるなど、住民生活に支障がないよう対応してまいります。

○皆川委員 屋外スピーカーの設置場所として市総合庁舎屋上が選ばれた理由についてお伺いしたいと思います。

また、スピーカーでの市全域への情報伝達が難しい中で、特定のエリアに限定される可能性があって、必要な情報が届かない方も一定程度いるかと思えます。設置場所の選定に当たってどのよう

な調査検討がなされたのか、併せて伺います。

○竹内防災安全部防災課主幹 必要な情報が届かない、いわゆる情報難民となる可能性が高い方としましては、携帯電話を持たない高齢者や子ども、情報の入手先が分からない観光客が挙げられます。

市域全域に屋外スピーカーを整備すること、あるいは、対象世帯に戸別受信機を設置することは現実的ではないことから、屋外イベントが多く行われる中心市街地を対象として総合庁舎屋上に屋外スピーカーを設置するものです。

○皆川委員 屋外スピーカーは、市全域に均一に情報を伝達するということが難しく、一部の地域への情報伝達となる可能性が高いと考えられます。特に、建物の密集した市街地や、風向き、地形の影響を受けやすい地域では、音声の届き方にも差が生じることが懸念されます。

そこで、本市が計画している屋外スピーカーの音声の到達範囲について、どの程度のエリアをカバーできると想定しているのか、具体的な見解をお聞かせください。

○竹内防災安全部防災課主幹 総合庁舎屋上に屋外スピーカーを設置した際の音達範囲は、建物の状況や天候、工事や車両による騒音等により影響を受けますが、南側が1条通、西側が常磐公園、北側が市立旭川病院、東側が知新小学校までをカバーできる範囲と想定しております。

○皆川委員 同報系防災行政無線というのは、平常時においても有効に活用することで、市民の防災意識の向上や地域の防災力の強化につながると考えます。例えば、定期的な試験放送のほか、防災訓練時のアナウンス、地域の安全に関するお知らせなど、日常的な情報発信手段としての活用が考えられますが、本市としては、災害時以外にどのような用途での活用を想定しているのか、お伺いします。

また、同報系防災行政無線は、屋外スピーカーを通じて情報発信するため、天候や周囲の環境によっては聞き取りにくいケースも考えられます。こうした状況についてどのように対応していくのか、市の見解をお聞かせください。

○竹内防災安全部防災課主幹 災害時以外の活用方法については、イベント告知や食中毒警報、防犯情報などの行政情報の発信をすることができます。また、災害情報に関しましては、エリアメール、緊急速報メール、SNS等において同様の内容を発信しますので、これらによって補完が可能と考えております。

○皆川委員 本市において、これまで同報系防災行政無線の整備に向けた検討についてどの程度行われてきたのか、また、過去の防災計画の中でどのような議論がなされてきたのか、これまで整備が進まなかった要因についてお伺いします。

○竹内防災安全部防災課主幹 同報系無線の整備が進まなかった要因として、本市が内陸にあり、津波の危険にさらされる可能性が極めて低いという地理的な特性と、郊外地区に放射状に広がる本市全域に屋外スピーカーを整備するためには莫大な費用がかかることが挙げられます。

総務省消防庁から、令和7年度までに全国の自治体の同報系無線の整備率を100%にするよう通知があったことや、緊急防災・減災事業債が令和7年度まで活用可能であることを踏まえ、令和7年度事業として同報系無線の整備を予算計上したものでございます。

○皆川委員 この同報系防災行政無線を導入した後、機器の適切な運用を維持するために定期的な保守点検や修繕が必要となっており、特に、屋外スピーカーや情報発信装置は、長期間にわたって使用

されるため、老朽化や劣化による機能低下を防ぐための維持管理が不可欠となります。

そこで、本市として、これらの維持管理に係る年間の概算費用について現時点で試算されているのか、お聞かせください。

○竹内防災安全部防災課主幹 今後の維持管理費につきましては、保守・定期点検作業費として年間１８０万円を見込んでおります。

○皆川委員 年間１８０万円かかるということであります。

総務省の公表によりますと、全国１千７４１の自治体のうち、この同報系防災行政無線が未整備の自治体は、本市を含め、６８団体あるとお聞きをしました。

そこで、本市として、道内における同報系防災行政無線の導入状況についてどの程度把握しているのか、お聞きします。具体的には、北海道内で防災行政無線を既に導入している自治体の割合はどの程度なのか、また、それらの自治体が採用している主な設備の内容について、市としてどのように認識しているのか、お伺いします。

○竹内防災安全部防災課主幹 総務省消防庁の公表資料によりますと、令和６年３月３１日時点での道内の未整備団体につきましては、本市及び札幌市、帯広市、江別市など３２市町村となっており、それ以外の１４７市町村については同報系無線を整備していることになります。

整備済みの自治体が採用している主な設備につきましては、道北９市の防災担当者会議や、旭川大雪圏域連携中枢都市圏防災業務担当者会議で議題とし、情報を共有しているところです。

○皆川委員 他の自治体では、同報系防災行政無線の屋外スピーカーを活用している例がありますが、音声が聞こえやすさや伝達の有効性について課題が指摘されているということもお聞きをしております。

本市が整備を進めるに当たり、他自治体の事例からどのような教訓を得て計画に反映させているのか、お伺いします。

○竹内防災安全部防災課主幹 他の自治体におきましては、従来から整備されているトランペット型のスピーカーがありまして、音が球面状に伝達され、音圧が減衰しやすい特徴から、遠くでは音声が聞こえにくく、また、近くでは騒音に聞こえてしまうなどの難点が指摘されております。

新年度整備予定の屋外スピーカーにつきましては、遠近に関係なく音声がはっきりと聞こえる高性能のスピーカーを導入するなど、より多くの方が災害情報を明瞭に聞き取れるよう整備を進めてまいります。

○皆川委員 旭川市は、比較的災害の少ない地域ではありますが、この同報系防災行政無線を導入するに当たって、市民がその活用方法を理解して適切に情報を受け取ることができなければ十分な効果を発揮できないと考えます。

そこで、実際の緊急時に確実に運用されるための体制についてどのように整備していくのか、また、職員の訓練や市民への周知啓発を今後どのように進める予定でしょうか、市の考えをお聞かせください。

○紺田防災安全部防災課長 災害情報につきましては、同報系無線をはじめ、多様な伝達手段を通じて発信することになりますが、災害による被害を最小限に抑えるためには、災害情報を受けた市民が適切な避難行動を取ることが重要となります。また、職員につきましても、地域防災計画において定められた役割を正しく理解し、適切に行動することが求められます。

本市が災害が少ないまちであるからこそ、平常時の訓練が重要であると認識しておりまして、今後も様々な訓練や講習の場を通じまして、本市の災害情報の発信体制や災害応急体制、また、市民が取るべき避難行動等に関する知識の普及啓発を図ってまいります。

○皆川委員 今回の整備でスピーカーを設置する計画でありますけれども、屋外設備であるために、風雪とか経年劣化による影響もあるのではというふうに考えます。

設備の耐久性や維持管理の計画についてお聞きしておきたいと思います。

○竹内防災安全部防災課主幹 屋上に設置するスピーカーにつきましては、防災放送用として屋外に設置するものであることから、豪雨や風雪などの災害に耐え得る仕様となっております。設置後につきましては、本市職員や保守業者による点検を実施するなど、他の工作物と同様に公有財産として適切な維持管理に努めてまいります。

○皆川委員 実際の災害時には停電が発生する可能性も高く、情報発信装置や屋外スピーカーの電源確保についても重要な課題というふうに考えております。

本市では、非常用の発電設備を備えているというふうに伺っておりますけれども、改めて、停電時でも確実に運用を継続するためにどのような対策を講じていくのか、また、停電時に迅速な復旧が可能となるような整備計画となっているのか、市の方針を伺います。

○竹内防災安全部防災課主幹 情報配信端末や屋外スピーカーの電源につきましては、停電発生時に遮断されることなく、各機器に備え付けてある予備電源からの供給に切り替わる仕組みとなっております。また、総合庁舎9階に設置している非常用発電設備の稼働により災害時に必要な電源が保たれることから、停電発生時におきましても迅速かつ確実に災害情報を伝達することができます。

○皆川委員 今回整備するに当たって、事前に実証実験や試験運用を行う予定はあるのか、お伺いします。

また、試験的にスピーカーを設置して、音声の届き方や住民の受信状況を検証することについては考えられているのか、併せてお伺いします。

○竹内防災安全部防災課主幹 屋外スピーカーの設置場所の選定や音達範囲などを確認するため、事前に屋外での試験放送を実施したいと考えております。

また、受信状況につきましては、国が実施する定期的な試験放送などの機会を通じて音達状況などを確認するほか、近隣住民から寄せられた御意見等も踏まえながら改善に努めるなど、適切に運用してまいりたいと考えております。

○皆川委員 災害時の情報伝達において、地元企業や商業施設、また大規模事業所との連携が有効な手段の一つというふうに考えます。例えば、商業施設などに設置されているデジタルサイネージの活用や、企業の館内放送システムを通じた防災情報の発信、さらに、企業従業員への防災訓練の一環として防災無線の周知を図ることなどが考えられますけれども、本市としてこのような取組の可能性についてどのように捉えているのか、市の見解をお伺いします。

あわせて、地域の自主防災組織との連携強化についても、本市の見解をお聞かせください。

○紺田防災安全部防災課長 同報系無線からの情報伝達手段につきましては、屋上スピーカーからの情報伝達のほか、商業施設のデジタルサイネージなど他の情報伝達手段との連携の可能性や、市民参加型の防災訓練等での活用についても検討しているところです。

また、自主防災組織との連携につきましては、これらの連携によりまして、各地域の災害情報を

いち早く取得することが可能となるため、地域住民に対する速やかな災害情報の伝達や地域の被害状況、避難情報の収集につながるものと考えております。

○皆川委員 令和7年度の整備計画では、市総合庁舎に情報発信装置を設置して屋外スピーカーを整備すると、ここまでお伺いをしました。

今後のスケジュールについて具体的にお示しください。

また、将来的には、ほかの場所へのスピーカーの増設や、さらなる情報伝達手段の追加整備など、どのような展望を持っているのか、見解をお伺いします。

○紺田防災安全部防災課長 整備スケジュールにつきましては、今後、さらなる伝達手段との連携の可能性も含めた具体的な整備内容を決定いたしまして、6月頃には工事に着手、令和7年度末に工事完了、令和8年4月から本格運用を開始する予定でございます。

また、スピーカーの増設につきましては、実運用での検証や、地域の要望等を踏まえて随時検討するほか、伝達手段の追加整備についても、伝達手段の多重化を図ることは大変重要でありますことから、各伝達手段の特徴や地域の実情等を踏まえて引き続き調査検討を行っていきたいと考えております。

○皆川委員 先ほど防災安全部への質問の前に、消防本部のほうに取組について質疑して、消防長から消防全体のDX推進に取り組むとの答弁がございました。そして、今、防災安全部の答弁によって、今回の同報系防災行政無線の整備、これもデジタルツールを活用した取組の一つというふうに考えますが、このことは本市にとって初めての取組であって、防災情報の伝達手段を強化する重要な第一歩となります。どちらも、市民の命を守っていく上で大切な事業だというふうに考えます。

そこで、これらの取組を通じて、市としてどのような成果を期待しているのでしょうか。特に、市民の安心、安全の確保や、災害時の情報伝達体制の強化にどのような効果をもたらすと考えているのか、さらに、今後の消防・防災DXの推進、加速化についてどのように考えているのか、最後に、菅野副市長の見解をお伺いして、私からの質疑を終わります。

○菅野副市長 皆川委員さんから消防・防災に関わるDXの取組についての御質問でございますけれども、たしか、一昨年、ホットライン119に関わって、特に独居高齢者への伝達の必要性といたしましょうか、そういう御指摘もいただいたところでございまして、やはり、私どもとしては、市民に対して必要な情報を丁寧に伝達できるような、そういう環境づくりというのは本当に必要だというふうに考えてございます。

特に、近年は、中心市街地において海外からのお客さんを見ない日はないぐらい多くの観光客に来ていただいておりますし、若い世代の中には、日頃から、あまり、テレビだとかラジオだとか、印刷された紙媒体のメディアに触れる機会が少ない、そういうような市民の方もいらっしゃいますので、情報のツール、伝達手段が多様化し、新たな技術が生かせるような、こんな状況になった中で、やはり、取りこぼしがないようにすることと、常に通信技術を生かしながらその伝達手段を確保する、そういうことを課題として認識をしているところでございます。

今回の防災安全部が整備する同報系無線、あるいは、統合版のGISによる洪水ハザードマップのデジタル版の提供であったり、あるいは、消防本部の取組については、やはり本市の進めるDXの一つであるというふうに考えてございます。これら消防・防災分野のデジタルツールは、その機能が視聴が可能であるという点からも、今後幅広い分野での活用が可能であると考えてございます。

し、安全、安心のまちづくりに間違いなく寄与できるものというふうに期待をしているところでございます。

市としましては、DXの推進に向け、防災・消防分野においても取組を進めて、市民の生命、そして財産を守るという責務をしっかりと果たしていきたいと考えているところでございます。

○えびな委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時56分

再開 午後3時30分

○えびな委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○まじま委員 よろしくをお願いします。

私からは、防災安全部、行財政改革推進部、地域振興部、総合政策部ということで伺っていききたいと思います。

まず、防災安全部に、先ほど皆川委員からもお話がありましたけど、あしたで東日本大震災14年ということで、この土日のテレビを見ると、その振り返りで防災に対することがかなりテーマとして上がっていたと思います。1年前には能登半島地震ということで、本当に地震大国の日本で、今後、防災という考え方をどういうふうにしていくのかということが大きな課題だというふうに思っていますので、まず、その観点から、9款1項4目防災対策費の予算額の概要について伺いたいと思います。

○竹内防災安全部防災課主幹 9款1項4目防災対策費のうち防災施設等整備費につきましては、災害対策用備蓄品といたしまして、保存期限が迫っているアルファ化米などを更新するとともに、防災マットや寝袋などの生活必需品を増強するほか、避難所に設置している老朽化した標識を整備しようとするものでございます。

予算額につきましては、794万9千円を計上しております。

○まじま委員 防災施設等整備費、これについて伺っていききたいというふうに思います。

今述べましたように、東日本大震災、能登半島地震、それらを受けて、避難所の在り方、物資が届かないなどの課題が明らかになったと思います。さらに、現在に至っても復旧が思うように進んでいないというふうに思います。能登地域は、9月に大雨被害もありましたから、被災地の状況は非常に大変だというふうに聞いています。防災については、想定を甘くしないということが大きな教訓だと思います。対応が遅れた重大な要因になったのは、避難所の設置・運営、支援物資の分配など、救援、復旧のあらゆる場面でのマンパワーの決定的な不足だというふうに言われてもいます。もちろん、備蓄品もしっかりと用意しておかないといけないのではと考えます。

そこで、主な備蓄品の充足率をどう引き上げようとしているのか、伺いたいと思います。

昨年もお聞きしましたが、生活必需品と言われるものは割合が低いという状況だったと思います。新年度はどう引き上げようとしているのか、伺いたいと思います。

○竹内防災安全部防災課主幹 備蓄計画において市が整備しようとしている公的備蓄品目の令和6年度末の達成率につきましては、食料品のうち、アルファ化米などの主食につきましては60.2%、栄養機能食品等の補食につきましては84.3%、乳児用ミルク及び離乳食につきましては

100%となっております。また、生活必需品のうち、災害用毛布につきましては55.6%、防災マットにつきましては51.3%、災害用寝袋につきましては48.0%、簡易トイレについては83.3%となっており、委員の御指摘のとおり、生活必需品の達成率は依然として低い状況にあります。

新年度につきましても、引き続き達成率の上昇に向けた計画的な整備を進める予定であり、不足する備蓄品につきましては、国や都道府県からのプッシュ型の支援や、民間事業者との防災協定に基づく流通備蓄の調達など、必要な物資を円滑に調達できるよう体制づくりを進めてまいります。

○まじま委員 今、示されたように、まだまだ50%を切っているような部分もあるということですので、これは、引き上げていくスピードが大事だというふうに思っています。

最近では、大船渡で火災が起きて、報道で見ると、被災者は避難所でテントで過ごされている状況を見ました。少し対応が変わってきたのかなと感じたところであります。

次に、旭川市備蓄計画について伺います。

令和7年度改定を予定していると思います。様々な自然災害の被害を踏まえ、こういった部分に力点を置くのか、伺いたいと思います。

○竹内防災安全部防災課主幹 令和7年度改定予定の備蓄計画では、令和6年1月に発生した能登半島地震での教訓や、本市における災害リスクなどを踏まえ、高齢者や乳幼児、女性などの要配慮者に対応するための備蓄や、避難所環境の整備に重点を置き、必要な備蓄品目について見直しを行う予定としております。

○まじま委員 今、答弁で、高齢者や乳幼児、女性などの要配慮者に対応することを考えられているということなんですね。

そこで、伺いたと思いますが、自治体には、避難行動要支援者名簿制度、この作成が義務づけられています。この名簿に基づき、避難訓練が地域で行われていると思います。実際に訓練を行うと、課題があるという話を関係者からお聞きします。

防災安全部として、訓練における課題についてはどのように考えているのか、お示してください。

○紺田防災安全部防災課長 本市におきましては、避難行動要支援者名簿を活用し、避難行動要支援者一人一人の状況に合わせて、誰が、どこに、どのように避難するかについて確認した個別避難計画を作成し、災害発生時には、その計画に基づき、迅速な避難支援が行われる体制を構築しております。

計画に基づき、避難訓練につきましては、市が主催する市民参加型の総合防災訓練で実施するとともに、各地域で町内会などが実施する自主防災訓練においても実施されているところでございます。訓練を通じて、避難行動要支援者を迅速に避難させることの難しさや、避難支援の担い手を確保していくことの重要性を認識してございます。

令和4年度から実施している逃げ遅れゼロの地域づくりプロジェクトでは、町内会や市民委員会をはじめとする様々な地域団体やその地区の学校関係者などで構成する地区防災会議を立ち上げ、地区防災計画の作成の支援などを行っておりますが、このプロジェクトを通じて、避難行動要支援者名簿に記載されている方の個別避難計画の作成や避難訓練の実施を促進し、取組の実効性を高めていく必要があると考えております。

○まじま委員 これは、福祉保険部が何年か前に作成した名簿を基に地域で訓練が行われていると

ということなのですが、時間が経過しているため、もう既にそこに居住をされていない、あるいは、連絡先に問い合わせてもつながらないなどの状況が生まれているということです。

福祉保険部に問合せをすると、この名簿、情報のアップデートは地域で行うようになっているとお聞きしました。町内会の高齢化、成り手不足を考えると、非常に難しい課題だと思っています。ぜひ、当初の目的が達成できるように取り組む必要があると思います。

市としては、防災安全部と福祉保険部が関わっているということで、またがる部局の課題ですので、副市長、これは実効性があるように、ぜひ、問題解決に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。答弁は求めません。

次に、能登半島地震に市から支援を行っていると思います。派遣された職員から防災に関する意見などがあるのかどうか、伺いたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長 昨年1月に発生しました能登半島地震では、災害復興支援に係る人的協力といたしまして、国、道などからの要請を受けまして、保健所による保健師等の応援派遣、環境部による災害廃棄物対策、上下水道部による応急給水業務、防災安全部による支援物資等の管理業務といった支援内容で被災地への職員派遣を行いました。派遣職員からは、断水で水洗トイレが使えないことによる悪臭や、氷点下の中、屋外の仮設テントで再利用した水を沸かして風呂に使ったなど、非常に苛酷な環境の中で災害支援活動を行ったと報告を受けてございます。

本市は、これまで、地震や台風などの大きな災害を経験したことが少ないまちでございまして、このことは市民にとって大変ありがたいことではあるのですが、その反面、市職員も含めて、大規模災害に対する経験値が少ないまちであるとも言えます。能登半島地震による教訓等を生かしまして、派遣職員の受入れ体制につきましても、今後、対策を講じていきたいと考えてございます。

○まじま委員 そうした派遣された職員からの声をしっかり拾って、生かしていただきたいと思うんですね。

能登半島地震の教訓を踏まえてということになるのかと思いますが、最近、国の避難所のガイドラインが改定されたというふうに伺いました。言葉は難しいんですけど、スフィア基準と呼ばれるというふうにお聞きしました。どのように変わったのか、それを受けて旭川市の対応はどう変わっていくのか、お示してください。

○竹内防災安全部防災課主幹 令和6年12月に改定されました避難所運営等避難生活支援のためのガイドラインは、令和6年能登半島地震での教訓を踏まえた避難所の在り方についての見直しでありまして、避難所の整備方針が、従前の場所の支援という考えから、人の支援という考え方に転換されたことが大きな特徴の一つです。主な改定点としましては、トイレの確保・管理について、発災から一定期間経過後は20人に1基とすること、生活空間の確保について3.5平方メートルの居住スペースとすること、入浴施設について50人に1つとすることなど、国際基準とされるスフィア基準に沿った項目が追加されました。

本市としまして、改定されたガイドラインを踏まえ、避難所開設・運営マニュアルや旭川市備蓄計画の見直しを行う予定です。

○まじま委員 分かりました。

それで、この間、国のほうでも対応が少し変わってきまして、全国8か所に防災拠点が配置される予定とお聞きをしています。これによって何が変わるのか、伺いたいと思います。

市としての受け止めも、改めてお聞きします。

拠点は、北海道は札幌だというふうにも聞いていますが、札幌に配置されることになったとしても、例えば、胆振東部地震のように全道被害の場合、これは本当に機能するかという問題もあるかと思うんですが、その点についての見解を伺いたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長 全国8地域での分散備蓄についてでございますが、大規模災害発生時において、被災自治体の要請を待たず、より迅速かつ確実な物資支援を可能とするため、調達に一定の時間を要する段ボールベッド、間仕切り、簡易トイレ等のプッシュ型支援物資について、国があらかじめ一定量を全国8か所の地域拠点に分散備蓄するものでございます。

北海道地域につきましては、札幌市が分散備蓄の拠点自治体として決定してございまして、これによりまして、避難生活で最低限必要となる物資の迅速、確実な調達が期待できるものと考えております。

○まじま委員 少しは改善されるのかなっていうふうに感じました。スフィア基準という国際的な基準に日本が合うように変えてきたということなので、この後、どうなるかというのを見ていかなきゃいけないかなと思います。

いろいろそういう課題が解決されてきつつあるとは思いますが、旭川市における今後に向けての考え方、あるいは課題についてお聞きしていきたいと思います。

○内村防災安全部長 本市としましては、円滑な避難所運営や避難生活における生活環境を改善させるため、今年度は、職員による避難所の開設運営訓練や、避難所運営に女性視点を取り入れた市民参加型の防災訓練を実施したほか、応急生活物資の供給等に係る協定を締結するなど、応急物資などの備蓄対策に努めてまいりました。

今後につきましては、能登半島地震を踏まえて改定されました国の避難所ガイドラインに沿って各種マニュアルの改定作業を行うほか、令和7年度に見直し予定であります本市備蓄計画に基づき、高齢者や女性などに配慮した備蓄品の整備をより一層強化し、本市の災害対応力を着実に進めてまいりたいと考えております。

○まじま委員 以上で、防災安全部に対する質疑は終わりたいと思います。

続いて、行財政改革推進部に移りたいと思います。

業務システム最適化推進費というのがありまして、この業務システム最適化推進費の概要についてお尋ねをしたいと思います。

○矢萩行財政改革推進部次長 自治体情報システムの標準化の概要でございますが、国は、令和3年9月に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を施行し、全国の自治体に対し、基幹業務システムを国が示す標準仕様に適合したシステムである標準準拠システムへと移行するとされており、その移行に当たっては、原則、政府共通のクラウドサービスであるガバメントクラウドを利用することとしております。

本市におきましても、国が目標期限として定める令和7年度までの標準準拠システムへの移行を進めており、住民記録など5業務を先行リリース分として昨年1月にリリースしたところであり、残りの税、国保等につきましては後発リリース分として令和7年度に移行する予定であります。

○まじま委員 標準準拠システムへの移行ということで、ガバメントクラウドを利用するための経費ということが説明されたと思います。金額はありませんでしたけど、約13億円が計上されてい

ます。

これまでの答弁で、全額、国費ですよと聞いていましたけれども、これは一体どのくらいかかるものでしょうか。今後かかる経費の見通しについて伺いたいと思います。

○矢萩行財政改革推進部次長 自治体情報システムの標準化対応についてですが、標準準拠システムへの移行に関わる費用につきましては、全額、国費負担とされております。

これまでの標準準拠システムへの移行に係る経費は、令和3年度が550万円、令和4年度が1千71万2千円、令和5年度が4億5千708万1千円、令和6年度が1千50万円となっており、令和7年度は8億7千791万8千円と見込んでおります。

○まじま委員 大変大きな額が利用するのに必要だということが分かりました。

全額、国費だというふうに、今、答弁されましたので、一般財源を使わなくてよかったなというふうな思いもあるんですけど、ただ、この後、イニシャルコストとかランニングコストなど、市の負担分はないのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

○矢萩行財政改革推進部次長 令和3年度から令和7年度におけるイニシャルコストにつきましては13億6千171万1千円、令和7年度における標準準拠システムに係るランニングコストにつきましては4億1千345万2千円の見込みです。

○まじま委員 全額、国費かと思ったら、イニシャルコストとかランニングコストは市が負担をするということなんですね。

今、答弁がありましたように、過去に13億円、令和7年度で4億円ということなんで、必要なものは国に要望したらいいと思うんですね。

標準準拠システムに移行するっていうことなんですけど、この目的について改めて伺いたいと思います。

○矢萩行財政改革推進部次長 国は、現状の自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、維持管理や制度改正時の改修等において自治体は個別対応を余儀なくされ、負担が大きいこと、また、住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しいなどの課題があるとしております。

このような状況を踏まえ、国は、地方公共団体に対し、標準化対象事務について、各担当省庁が作成した標準仕様書に適合した情報システムである標準準拠システムの利用を義務づけております。この取組により、自治体の職員が、住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築することが目的とされております。

○まじま委員 これまで、各地方自治体が独自に行ってきたことを統一していくということなんだと思います。

最近も、新聞報道で、期限までに間に合わない自治体があるという報道がされておりました。これは、昨年も確認させていただいたんですけど、標準化の期限というのがあって、これは2025年度末になります。旭川市は間に合うのか、もう一回、確認させていただきたいと思います。

○矢萩行財政改革推進部次長 既に、標準化対象業務のうち5業務につきましては令和6年1月に移行を完了し、ガバメントクラウドでシステム運用を開始しており、残りの業務につきましても令和8年1月に移行を完了し、ガバメントクラウドで運用を開始できるよう準備を進めております。

○まじま委員 標準化は、住民には手続の簡略化があるよと、自治体には事務の効率化や省力化が図れるよというふうに言われていますが、これは旭川市にも当てはまるのでしょうか。

○矢萩行財政改革推進部次長 主要な基幹業務につきましては汎用機でシステム運用していることから、マイナポータル等のオンライン申請については、直接、データ連携することが困難となっており、現状では、オンライン申請されたものを紙に出力し、職員が、別途、システムへ入力する必要がある、このことにより職員の事務負担となっております。

今後は、標準準拠システムへ移行することで、比較的容易にデータ連携することが可能なシステム構成となり、効率的なオンライン申請等の手続が可能となります。

○まじま委員 そういう中でも、やっぱり懸念されるのは、ガバメントクラウドというもののセキュリティーなんだと思うんですね。この点についてはどういうふうになっているのか、お示しをいただきたいと思います。

○矢萩行財政改革推進部次長 ガバメントクラウドは、政府が求めるセキュリティー要求を満たしているクラウドサービスをデジタル庁が選定及び管理しているものであり、高いセキュリティー対策が講じられております。

○まじま委員 次に、市民サービスの上で必要なものであって、標準準拠システムの対象外で、さらに、国からの経費も出てこない場合、市としてはどうしていくつもりなのか、お示しをいただきたいと思います。

○矢萩行財政改革推進部次長 システム標準化と市の独自施策の取扱いについてであります。標準準拠システム対象の機能には、実装すべき機能と実装してもしなくてもよい機能があり、後者を選択する中で本市の独自施策が展開できるものは国庫補助対象内での対応が可能となります。また、独自施策が標準準拠システム対象外であっても、市民サービス上、必要なものは適宜対応する必要があり、独自施策や、標準化対象外機能等に伴い新たに必要となる経費がある場合には、その予算措置について、国に対して要望してまいりたいと考えております。

○まじま委員 市民サービスに必要なものは対応していくということでしたので、市民の福祉の増進に努めていただきたいというふうに思います。

標準化といえば、最近、国が推奨する共通基盤、S a a Sと書いてサースと読むらしいんですが、こういうのがあることを知りました。

これについて、どんなものなのか、御説明をお願いしたいと思います。

○矢萩行財政改革推進部次長 S a a Sとは、利用者にネットワークを通じて情報システムの機能を提供するサービスのことで、地方自治体は、事業者が用意したサービスから必要な機能を選択することで短期間でサービスを導入することが可能となるため、迅速に新たな行政サービスを市民に提供できるなどの利点があります。

令和6年6月21日に閣議決定された国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針において、デジタル人材の不足が深刻な地方自治体の状況を踏まえ、共通S a a Sを活用することは、個々の地方自治体において情報システムの開発や調達に多くの人材を要する状況を改善するものとされております。この基本方針を踏まえ、国において共通化すべき地方自治体の情報システムの対象を整理しているものと認識しております。

○まじま委員 なぜこんなことを聞くのかということなんですけど、標準準拠システムのときもそ

うだったんですけど、共通基盤のSaaSも、自治体独自の政策や事業が排除されるという懸念があるということを言われているんですね。行政サービスの後退につながるんじゃないかというふうに心配していますが、その点について市の考え方を伺います。

○矢萩行財政改革推進部次長 国におきましては、国・地方デジタル共通基盤の整備、運用を進めていくに当たり、共通化すべき業務を検討されているものと認識しておりますが、今後におきましても、国の動向について注視してまいりたいと考えております。

○まじま委員 国の動向を注視するということでしたので、今日は、このテーマはここで終わりたいというふうに思います。

次に、同じ行財政改革推進部に伺いたいと思います。

令和7年度もBPO導入推進費というものが計上されています。この概要についてお示しをいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 BPO導入推進費につきましては、限られた人的資源の中で、効率的かつ効果的な行財政運営を進めるため、民間活力の導入によりサービス水準の維持向上を図るとともに、職員の働きがい改革を推進するために実施するものでございます。

令和7年度につきましては、基幹系業務システムの標準準拠システムへの移行に合わせまして、税などの印刷、封入封緘等業務の外部委託を実施しようとするもので、予算額につきましては2千974万7千円を計上しております。

○まじま委員 今回、今、答弁がありましたように、税の封入封緘などの業務の外部委託実施料だということでした。何でも、プリンター代が高額なのでということだったかなと思います。

昨年の予算審議で、令和6年度BPO導入可能性調査が計上されておりました。年度末になりますので、ある程度の調査結果が出ているのではないかと思います。行財政改革推進部としてどのようなまとめを行っているのか、伺いたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 今年度実施しております当該業務委託につきましては、子ども医療費助成の新規受付に係る業務など10業務を対象に、導入の可能性の有無、導入が可能な場合には、全体の業務フローの中でどの工程に導入するのが効果的なのか、BPOが適さない場合には業務効率につながる手法の有無等について調査しているところでございます。

現在、受託者が最終報告に向けて取りまとめを行っている段階ではありますが、中間報告を受けた中では、それぞれの業務においてBPO導入に適している工程があることや、DXツールの活用により業務効率化が図られる部分があることが確認できたほか、導入、運用に係る費用面や人件費削減効果の点で課題感があることも把握しているところでございます。

○まじま委員 令和2年度に実施した全庁業務量調査の結果、業務の性質に応じて、職員が行うべきコア業務と、職員でなくても担うことができるノンコア業務に分類されているということをお聞きしました。令和2年度の調査では、給食調理や清掃といった業務については、専門性が不要で定型業務として分類をされているという答弁だったと思います。

大綱質疑でちょっとお聞きしたんですけども、令和7年度は東旭川給食センターの民間委託を行うおとしています。去年の答弁では給食調理は想定していないというふうに伺っていましたが、これについてはどういうことなのか、見解を伺いたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 令和2年度に実施いたしました業務量調査におきましては、

給食調理業務については定型的な業務と分析されているところではありますが、今回、学校教育部が提案しております給食センターの調理委託につきましては、学校給食全体の安定的な体制確保のために導入するものというふうに伺っておりますことから、私どもが行った業務量調査の結果を受けたものではないものというふうに認識しております。

○まじま委員 業務量調査を受けていなくても、各部の意向でBPOのような民間活力導入の検討を行っているということなんですかね。行革がコントロールをするのかなと思ったら、そういうことでもないということなんですけど、今回の給食センターの外部委託というのはどういうことなのかなと、改めて見解を伺いたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 私どもが想定しておりますBPOと、今回のような業務委託というのは、民間活力の活用といった点では同じではないかというふうに思っております。

しかしながら、私どもが、今、導入を検討しておりますBPOというものは、定型的な業務のうち、事務的な作業を想定しているところがございます。そういったところから、今回の給食のものはちょっと趣旨を異にするのかなというふうに考えているところがございます。

○まじま委員 行革の考え方と学校教育部の考え方とは違うということでありました。

そうであれば、BPOは今後どうしていくのか、何か予定しているものって、あるんですか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 現時点で、今後、BPO導入に向けた具体的な事業というものは持ち合わせていないところがございますけれども、BPO自体が、人口減少、少子高齢化が進む中で、生産年齢人口が減少するといったことが明らかになっております。

そういった中で、市役所の職員を確保していくというのも、これまた難しくなっていることが想定されておまして、時間外勤務の削減ですとか業務の効率化、クリエイティブな業務に携わることによって職員のモチベーションが上がるのではないかと。そういった効果が期待できますことから、今年度やっている調査結果を踏まえながら、併せて費用対効果を考慮しながら、導入に向けた検討を続けていきたいと考えております。

○まじま委員 今のところ、BPOの導入の予定はないということでありました。

BPO導入のきっかけは、人手不足、人が集まらないということだったと思います。それもそうなんだろうと思うんですけど、私は、聞いたところによると、職員の方が辞めていくことが最近が多いんだという話を伺いました。職員を辞めさせない努力が必要ではないでしょうか。民間に委託するということは、その会社の利益を含めて委託料を支払うということになりますよね。慎重な考え方がその点では必要だと思います。

それより、私が総務常任委員会で説明いただいたdX加速化方針というものがありましたけども、この点では、職員のモチベーションの向上など同じような効果が期待できるのであれば、そちらのほうに力を注ぐべきではないかと思いますが、この点について見解を伺って、このテーマでの質疑は終わりたいと思います。

○浅利行財政改革推進部長 BPOについて、いろいろ御質疑いただいたところがございます。

まず、現状として、やはり、人口減少が避けられない中、当然、比例して生産年齢人口も減ってきている。そうなりますと、当然、役所の今後の担い手というのも確保するのが難しくなっていると。現状といたしまして、近年、途中で役所を退職される方、そういう職員も増えてきているというふうに伺っておりますので、そういった中で持続可能な行財政運営を今後進めるに当たって、人

口は減ってきているものの、行政サービスの提供の具合というのは決して減っている状況ではない中で、限られた人的資源の中でどのように行政サービスを維持していくのかということの一つの鍵となるのがこのＢＰＯであるというふうには考えております。

要は、民間の活力、民間のノウハウというものを、単に役所がやっている業務を、これをしてちょうだいというのではなくて、そこに民間のノウハウが入って、より効率的、効果的にその業務をこなしていただく、その知恵をいただくのもＢＰＯの中の業務の一つでありますので、単なるアウトソーシングではなくて、やはり、その業務プロセスをどのように構築していくのかということのお知恵も民間からいただきたいということがこのＢＰＯのみそになっている状況であります。

ＤＸのお話がありましたけども、ＤＸについては、様々な分野で職員が活用できる一つのツールというふうにも考えられますので、そういった中で、それらＤＸを推進しながら、さらにはＢＰＯというものを考慮に入れて、今後、行政サービスを提供する手段として、一つの手段としてこういったものがあるべきものではないかなというふうに考えます。

あわせて、各セクションで、要は、自分たちが持っている業務をどのように進めていくのかという分析、こういったものも今後重要になってくるわけで、これらを、今年度、委託で、ＢＰＯの導入の可能性がどうなのかということで業務分析をしてもらいましたが、これからは、役所の各セクション自身が、やはり、そういったものにも取り組んでいながら、より効率的、効果的な行政サービスの提供の在り方というものをそれぞれのセクションで考えていく必要も併せてあるというふうに思っております。

したがって、ＤＸを進める中で、さらにそういったノンコアの業務を中心とした事務作業などの見直しを行う観点で、ＢＰＯの導入について今後についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○まじま委員 部長の考えをお聞きしたので、このテーマ、行財政改革推進部についての質疑は終わりたいと思います。

続いて、地域振興部になりますね。中心市街地活性化推進費について伺いたいと思います。

２款１項９目の中心市街地活性化推進費について、令和７年度の予算額と事業の概要について伺いたいと思います。

○菊地地域振興部地域振興課主幹 中心市街地活性化推進費の令和７年度の予算額は１千４３７万円となっており、買物公園エリア社会実験の実施に係る経費として２２万６千円、旭川市中心市街地活性化協議会に対する負担金が１４０万円、旭川駅周辺かわまちづくり計画に関連する経費として３００万円、北彩都あさひかわ冬のガーデンの開催に係る経費として９５０万円、そのほか、駅ピアノの実施に加え、諸経費として２４万４千円を計上しております。

○まじま委員 買物公園エリアの社会実験に関わる予算は２２万６千円というふうに言われたんですけど、そんなに少ないはずはないですよね。前の補正で議決した部分もあったと思います。買物公園エリア社会実験に関する予算についての概要を伺いたいと思います。

○菊地地域振興部地域振興課主幹 中心市街地活性化推進費のうち、買物公園エリア社会実験の実施に係る予算につきましては、専門家などとの協議に係る旅費として２２万６千円を令和７年度当初予算に計上しているほか、令和６年度補正予算として先日議決いただきました委託費及び事務費の合計１千９００万円を令和７年度に繰り越すものであります。

なお、令和7年度に繰り越す1千900万円のうち、2分の1の950万円につきましては、国の補正予算である官民連携都市再生推進事業費補助金を活用しております。

○まじま委員 今回の買物公園エリアの社会実験はまちに計画と言われていたけど、この内容と、前年度もやっていますが、どんなことを変えたのかについて伺いたと思います。

○菊地地域振興部地域振興課主幹 令和7年度の社会実験につきましては、買物公園エリアへのさらなる来街の促進や滞在できる環境の充実に向けて、引き続き、人工芝やストリートファニチャーなどを配置して居心地のよさに配慮した4つの滞在空間の設置と、簡素化した手続で様々なイベントに活用できるバスキングエリアの設定を柱に、より滞在しやすい機能の強化や公共空間を気軽に活用しやすくするための機能の向上化など、今年度の取組の結果を基に改良を行っていく必要があると考えております。

これらを踏まえ、令和7年度においては、既存のイベントとの共存性を確認するため、今年度は8月11日から9月7日までの28日間とした実施期間を延長し、北の恵み食ベマルシェの期間も含めて実施するほか、より回遊しやすい空間となるための滞在空間の配置の工夫、持続可能な取組に資する要素の検討など、買物公園エリア未来ビジョンに掲げる将来像等の実現に向けて、買物公園エリアプラットフォームなどの市民の皆様とさらに連携を図りながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○まじま委員 今、社会実験について、変更点の御説明をいただいたところです。

市長の予算発表のときに、買物公園の利活用に関するルール of 制定というふうに言われていて、これは、具体的にどういうことなんでしょうか。

○板谷地域振興部次長 買物公園の利活用に関するルール of 制定につきましては、今年度の社会実験の結果を踏まえ、バスキングエリアで実現した気軽に公共空間を利活用しやすくするための機能の向上化に向けて、様々な課題を整理した上で検討を行っていくものでございます。

来年度の社会実験におきましては、今年度に引き続き、買物公園エリアを簡素化した手続で活用できるような仕組みを試行するとともに、出店に関わる自己負担を設定することなども含め、持続可能な取組に資する要素も踏まえた実証を行うことにより、その結果を恒常化に向けたルールづくりへと反映させてまいりたいと考えてございます。

○まじま委員 最後にちょっと聞きたいことがあるので、何点かお聞きをしました。

次に、中心市街地活性化に関連して、令和7年度で予算計上している優良建築物等整備事業補助金、この概要について伺いたと思います。

○原地域振興部都市計画課主幹 優良建築物等整備事業補助金は、中心部における市街地環境の整備改善や都市機能施設の誘導に資することを目的として、一定の要件に基づき、建築物の建設を行う民間事業者に対して補助金を交付するものであります。

予算額3億2千250万円の内訳についてですが、国が示す優良建築物等整備事業制度要綱に基づき、3条通7丁目で実施する再開発事業に対する補助として3億円、中心部において都市機能施設を建設する事業に対し補助する、都市機能施設誘導促進補助金として2千250万円を計上しております。

○まじま委員 不均一課税から変わったのがこの優良建築物等整備事業補助金だったかなというふうに思います。

それで、これは、どんだけ需要があるのかなっていうのが思いでありまして、相談件数とか活用実績というのはどのようになっているか、説明をお願いしたいと思います。

○**原地域振興部都市計画課主幹** 都市機能施設誘導促進補助金に関する相談件数についてですが、令和6年4月から令和7年2月末現在で20件となっております。また、令和6年度の活用実績はありませんが、令和7年度予算において2件の施設整備に対する補助金の交付を予定しております。

○**まじま委員** 相談件数が20件あったんですね。実際に結びついたのが2件ということで、非常に、これは、なかなかつながりづらいのかなという部分もあるかなと思ってまして、この優良建築物の補助金があるわけですけど、中心市街地の活性化にどうつながっていると地域振興部では考えているのか、見解を伺いたいと思います。

○**佐瀬地域振興部次長** 都市機能施設誘導促進補助金は、中心部において都市機能施設を建設する民間事業者に対する支援を目的とし、従来の優良建築物の整備に関わる補助と比較して、より小規模な施設を対象としたものとなっております、中心部に立地する老朽化した小規模な建築物の更新にも活用が可能となっておりますことから、これまで以上に幅広い支援が可能になると考えております。

本補助金を活用いただくことにより、中心部への都市機能のさらなる誘導を図り、都市としての魅力を高め、将来にわたって暮らしやすさやにぎわいの確保につながるものと考えております。

○**まじま委員** どのくらい効果があるのって聞いたら、一定の効果があるって、いつもそうやって言われているので、その一定はどれぐらいって言ったと言えないっていう話なので、なかなか難しいと思うんですけど。

次に、都市機能の誘導については、立地適正化計画の下で様々な取組が行われていると思います。この計画は、昨年5月に見直しが行われていると思います。どう見直したのか、伺いたいと思います。

見直しに当たって、市民からはどのような声があったのか、市民の声が計画に反映されたのかどうかも伺いたいと思います。

○**佐瀬地域振興部次長** 旭川市立地適正化計画は、誰もが安心して健康で快適な生活ができるよう、都市機能や居住地等がまとまったコンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づく都市づくりを目指すことを目的とし、平成30年に策定したものであり、見直しの目安である5年を経過したことから、令和6年5月に改定したものでございます。主な見直しの内容としては、ハザードマップの改正に伴い、大雨などによる浸水深が3メートル以上となる地域を居住誘導区域から除外したほか、居住誘導区域内での防災対策の取組を定める防災指針の追加などとなっております。

見直しに当たりましては、意見提出手続を実施し、個人3人から御意見をいただいております、その内容としては、地域拠点において安心、快適な暮らしを続けられるよう、日常生活に必要な都市機能や公共交通の利便性の維持を図るほか、交通結節機能の充実を図るなど、いずれの意見も計画に示すまちづくりの方針と合致するものであったことから、意見提出手続に伴う変更はございませんでした。

○**まじま委員** 大綱質疑のときにお尋ねをしたことに対して、市長は、令和6年度の社会実験でにぎわいの創出ができたというふうな答弁部分があったんですね。確かに、イベントを実施することで一過性の効果はあったかもしれませんが、7年度も、イベント期間を長く設定すればさらに効果があったと言われることなんでしょうか。

でも、ちょっと考えてみたら、私はちょっと分からないですけど、2条のマルカツは動きはないように見えるんです、水面下ではあるかもしれません。買物公園の中のシャッターが下りたまの店舗、これも存在していますよね。4条以北になかなか人が回遊しないというのも現状としてあると思うんです。

目指すビジョンと現状のギャップ、これを令和7年度の予算でどう縮めようとしているのか、お聞きしたいと思います。

納得がいったら終わりたいと思いますし、納得できなかったらもうちょっと深掘りするかもしれませんが、まず、答弁をお聞きしたいと思います。

○三宅地域振興部長 中心市街地の活性化でございます。

これに向けまして、本市としては、これまで、都市としての魅力を高め、将来にわたって、暮らしやすさ、またにぎわいが確保されるよう、先ほど立地適正化計画ということをお話しさせていただきましたが、様々な制度、計画に基づき、そして国の補助なども活用しながら、中心部への業務、また商業など都市機能の誘導を図ってきたところであり、徐々にではありますが、現れ始めたこうした効果、また、本市ならではの課題、これをしっかり踏まえた上で、さらに一層、様々、取組を進めていく必要があるものと認識しております。

買物公園におきましては、昨年度、市民の皆様とともに、エリアにおける新たな夢や将来像、これを未来ビジョンとしてまとめました。そして、今年度は、この未来ビジョンの実現に向けた第一歩と位置づけて社会実験を実施したところでございます。

今後は、これらの結果をまたさらに検証しながら、状況の変化に柔軟に対応しながら、一過性で終わることのない魅力の創出、また仕組みづくりを図っていく必要があるものと考えており、社会実験も、新年度、さらに取り組もうとしているところでもございますが、改めまして、この社会実験の位置づけ、いわゆるイベントというようなところだけで位置づけているものではございません。そうしたいわゆる一過性の捉え方に加えて、長期的に、その後、例えば、民間投資であったりとか、それが増えた、また、市として新たな制度構築、それにつながった、そういう時間軸として、将来性、長い時間軸にわたってまちづくりがよく変化していく、そういう動きにつながったということ、ある意味、総括しながら、あのときの社会実験が、今年、そして来年の動きの中でつながったんだというふうな長い時間軸の中で改めて評価され得るものという位置づけの中で、今年度はこうする、来年度はこうするという整理をしております。

こうした新たな取組、これを一つの契機としながら、中心市街地全体の活性化に取り組み、そして、取り組み続けて持続可能で利便性の高いまちづくり、これを民間の皆さんと一緒に進めてまいりたいと考えております。

○まじま委員 部長の答弁を伺いましたので、今日はここで終わりたいと思います。

続いて、地域公共交通対策費について伺いたいと思います。

このテーマでも今回の予算質疑でかなり多くの方がテーマとして取り上げられているということでありますので、私からも、ちょっと、どういうふうな結論になるか分かりませんが、お聞きをしていきたいと思います。

まず、地域公共交通対策費について、予算概要をお示ししたいしたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課主幹 地域公共交通対策費は、路線バスなどの公共交通の維持保全を

図り、市民や観光客などにとって利便性の高い公共交通を形成するため、路線バスの利用促進をはじめ、生活交通路線の運行や運転手の確保、UDタクシー導入への支援、効率的な路線バスの運行について事業者等との検討を行うもので、予算額といたしましては1億1千112万3千円となっております。

○まじま委員 利便性の高い公共交通を形成するための予算ということなのですが、私は、利便性はどんどん失われているんじゃないかというふうに思っているんですね。

私自身、この間、総務常任委員会でもちょっと質疑させていただいたことがありました。東鷹栖の地域に伺って、そうすると、地域の住民の皆さん、公共交通が減少して大変だっていう声を上げられたわけです。第4回定例会では、能登谷議員が西神楽地域の現状について一般質問をしてきた経過があります。市内のどこに住んでいても安心できる環境が必要だと、まず、述べさせていただきたいと思います。

この間、まず、バス事業者のダイヤ変更で地域住民にどんな影響があったのか、その点について答弁を求めたいと思いますし、交通網の衰退と公共交通の長期的な乗客減少という、負のスパイラルと言ってもいいと思うんですけど、これが起きているのではないかと考えられますが、この点についての見解を伺いたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 本市におけるバス路線の運行は、民間事業として運営いただいております、厳しい経営環境の中で路線の減便が進められ、この結果として、市民の移動に関し、少なからず不便が生じている状況であると受け止めておりますが、バス事業者におきましては、様々な運営改善を図りながら事業継続に向けた努力を行っているものと認識しているところでございます。

○まじま委員 市としては、少なからず不便が生じているという見解ですが、本当に大きな影響があると私は考えています。

バス事業者も様々な取組を行っているというふうなお話でしたけれども、この間の動きを見ると、路線バスはダイヤの変更で減少が発生している、一方では、インバウンドは、先ほど来そういう議論もあったかと思いますが、増えていますよね。インバウンド観光のほうが利益が上がると思われるので、そちらのほうにシフトしているんじゃないかとも私は思っているわけですが、こうした動きを市はどう受け止めているのか、伺いたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 バス事業につきましては、事業者は、現下の厳しい経営環境に置かれる中、収益の改善等のために必要に応じた路線の見直しを進めながら、路線の維持に努めていただいているものと受け止めております。

市といたしましては、市民生活に欠くことのできない重要な社会インフラである路線バスの維持に向け、事業者と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

○まじま委員 私が思うに、路線バスの減便というのは、コロナ禍や運転手不足よりも前から起きていたんじゃないかというふうに思うんです。事業者の経営問題に言及されていましたが、公共サービスと言うのなら、それにふさわしい市の支援というのが必要じゃないかと思います。

今回、物価高騰対策を含めて4千800万円の予算を計上されていますが、これについての積算根拠と効果をどのように見込んでいるのか、お示しいただきたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 路線バス事業につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響以前から利用者は減少傾向にありましたが、新型コロナの影響による急激な利用者の減少や運転手不

足などに伴い、大変に厳しい事業環境になったと認識しております。

令和7年度につきましては、燃料費等の高騰に対応する市内路線バス事業者への運行支援として4千800万円を計上しておりますが、支援金の額につきましては、市内路線バスの令和5年度における実車走行キロに令和6年度の国の補助制度に係る標準的な費用を乗じ、さらに、その費用の前年度からの増加割合を乗じて算定するものでありますことから、物価高騰の影響を受けるバス事業者の支援に効果があるものと考えております。

○まじま委員 次に移りたいと思います。

今朝ほども、ちょっと質疑があったかと思います。業界は違いますが、医療の現場でもコロナの影響が今も続いているというふうに言われています。市立旭川病院もまだ続いているっていうことでしたし、民間病院も影響を受けていて、倒産する医療機関も出てくるような状況だっていうことなんですね。

現状として、公共交通の場合はコロナの影響から回復したと言える状態なのか、市の受け止めに伺いたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課主幹 市内路線におけるバスの利用者数は長期的な減少傾向にありましたが、新型コロナウイルスの影響等でさらに減少し、令和元年度で約1千50万人であったものが、令和5年度では約820万人となり、いまだコロナ前の利用者数までには回復していない状況にあります。

○まじま委員 今の数字を見ると、230万人、利用者が減っているということになると思います。

そこで、回復するための施策として、バス利用についてはコロナ対策でも実施した無料DAYが提案されていると思います。それも大事だと思うんですけども、私は、例えば、バス停の遠い間隔のところで停留所を増やしたら利用者が増えるのではないかというふうに思うんですが、こうした対応を検討した経過はあるのか、見解を伺いたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 バス無料DAYにつきましては、バス事業者から実施を強く要望されているものでございまして、利用促進の取組としては非常に高い効果があるものと考えてございます。

路線バスの運行に関する要望につきましては、市としても様々な御意見をいただいております、適宜、その内容をバス事業者へお伝えしているところでありますが、バス停や運行経路等につきましてはバス事業者の判断によるものと認識しており、利用者の利便やバス事業者の負担などを勘案し、対応されているものと考えております。

○まじま委員 無料DAYが高い効果があるというのは分かります。否定はしません。ただ、無料DAYについて思うのは、観光需要をつくり出すということはあると思うんですよね。ただ、それが継続するかという部分に疑問があります。

私は、通常利用をしていただける方を増やさないと利用者っていうのは増えていかないんじゃないのかなあというふうに思っていて、この間、ちょっと、公共交通に関しての研修会で学んできたんですけど、その中で、ある地域で、バス停を増やすことによって利用者が増えた事例があるということを伺いましたので、これ、検討してもらうこともありかなと思いますので、そこは指摘をさせていただきます。

次に、運転手不足について伺います。

運転手不足というのは、一体、何が原因なのでしょう。待遇なのか、何なのか。今回、路線バ

ス乗務員確保対策助成金の拡充で要件を65歳以下にしていますが、その理由と、確保に向けての見通しについて伺いたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 運転手不足について、その理由といたしましては、勤務体系や勤務時間、給与水準などの個別的な条件に加え、市内全域の労働力需給の変化など、複合的な要因があるものと考えております。

新年度からの免許取得に係る対象年齢の拡充につきましては、市内におけるバス運転手は50歳代から60歳代の方が中心であり、40歳以下は採用人数も少ないことから、バス事業者の定年年齢が65歳であるといったこと等も踏まえ、より効果的な支援となるよう制度改正を行おうとするものでございます。

○まじま委員 この後、後半で除排雪の質疑を考えていますが、そちらの業界も運転手不足が大きな問題となっています。

運転手不足ということで言うと、最近、テレビでちょっと報道を見たんですけど、自衛官の皆さんが50代ぐらいで定年を迎えるということで、そうした方を、何か運転の資格は持っているみたいなので、そうした方に運転手として働いていただくというふうな、それを旭川でやっているかどうかはちょっと私は確認していないで話しているんですけど、そういう解決方法もあるかなというふうに思いましたので、ちょっと述べさせていただきます。

それで、いろいろ要因はあると思いますけども、運転手不足というのは、従来からの低賃金とか拘束時間の長さにあるんじゃないかとも思います。それに併せて、2024年の4月に始まった働き方改革、これ加わったことにあるのかなと。

働き方改革については、市はどのように把握をされているのでしょうか。

○佐々木地域振興部次長 バス事業者からは、運転手不足に加えまして、令和6年4月から適用された自動車運転者の労働時間等の改善のための基準によりまして、運行体制の確保に苦慮しているといったお話を伺っているところでございます。

○まじま委員 市民の求める公共交通の考え方について伺いたいと思います。

この間、旭川市地域公共交通計画の策定に当たってパブコメが行われています。直近のみになると思います。件数や寄せられた意見について、その声をどのように受け止めているのか、伺いたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 旭川市地域公共交通計画の策定に当たり、実施いたしましたパブリックコメントでは、56件の意見が寄せられました。意見には、路線バスやタクシーの利便性等に関するもの、また、運転手の確保に関するものなど、路線バス等の利用実態に関するアンケート調査の結果や公共交通の交通事業者等が有する問題意識と共通するものが多くあったものと受け止めております。

○まじま委員 先ほどのテーマの中心市街地活性化、このパブコメって3件だとかって出ていたんですけど、こっちのほうは56件の市民の方が意見を寄せているっていうことは、これ、すごく関心が高くて切実な要求だと思うんですね。これ、ぜひ尊重していただいて、今後につなげていただきたいというふうに思います。

次に、令和7年度のところで、具体的な話なんですけど、地域おこし協力隊というのを活用していくっていうふうな話なんですけど、まずは、概要について伺いたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課主幹 地域おこし協力隊につきましては、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域おこしの支援や農林水産業への従事などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取組であります。

新年度におきましては、バス運転手不足へのさらなる対応として、バス運転手魅力発信推進員として地域おこし協力隊員を募集し、バス事業者の下でバスの運転手として勤めながら、バス運転手の魅力の発信や地域のPRなどに取り組んでいただくことを予定しております。

○まじま委員 この地域おこし協力隊員は、都市部から過疎地域などの条件不利地域に住民票を異動して生活の拠点を移した人に委嘱をすることになるというふうに伺いました。

旭川市の地域おこし協力隊員にはどのような人がなれるのか、条件などを示していただきたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課主幹 地域おこし協力隊の応募条件のうち、居住地に関わるものにつきましては特別交付税による国の支援を受けるため、国の定める地域要件を踏まえており、3大都市圏や札幌市のような指定都市等から本市へ住民票を異動させて生活ができる方を対象とする予定としております。

○まじま委員 実施されるんだったら、全国各地に向けて発信するんだろうと思います。募集はどのように行う予定なのか、伺いたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課主幹 地域おこし協力隊員の募集につきましては、特設ホームページの制作やSNSなどの各種媒体での情報発信に努めるとともに、バス事業者とも連携しながら取り組んでまいります。

○まじま委員 地域おこし協力隊員というのは、任期が3年というふうに伺いました。その間、バス運転手を務めながら、どのような魅力発信の取組を市としては期待しているのか、伺いたいと思います。

○佐々木地域振興部次長 地域おこし協力隊員の任期中におきましては、バスの運転手を務めながら、バス運転手の確保に向けた情報発信や地域の魅力のPRを行うほか、バス運転手の就職相談会への協力、路線バスを利用していただくための啓発活動等に取り組んでいただくことを期待しているところでございます。

○まじま委員 令和7年度の予算を執行しながら、地域住民が住み慣れた場所で生活し続けるためにどのような公共交通を目指していくのか、見解を最後に伺いたいなというふうに思います。

○三宅地域振興部長 路線バスにつきましては、市民生活を支える重要な社会インフラであると認識しておりますが、利用者の減少、また運転手不足などにより大変厳しい事業環境にございます。

新年度におきまして、先ほど来、御答弁させていただきました運行経費への補助、また運転手確保対策、また利用促進等々、様々、実施させていただく予定をしているところでございます。

本市としましては、バス事業者において提供できるサービスとコスト、これが両立した、民間事業としては必要な要素でございます。その上で、持続性のある公共交通網を構築していただけるよう、事業者とともに協議を行いながら対応を進めてまいりたいと考えております。

○まじま委員 私個人としても、非常に大きな課題だと思っています。事業者との話し合いも進んでいるかと思いますが、公共交通は、関東エリア、都市部でも問題になっているというふうにお聞きしました。地方都市ならなおさらという感じもします。市民がどこに住んでいても安心できる公共

交通の在り方を見つけていただきたいということを述べて、公共交通については終わりたいと思います。

地域振興部は、以上で終わりたいと思いますので、退席をしていただいて結構です。

最後に、総合政策部に何点かお聞きをしたいと思います。

物価高騰対策ということで伺います。

大綱質疑をさせていただきました。臨時交付金の残額5億8千万円をどう使うのか、お聞きをしました。公共施設のLED化に使われるということで、私自身は驚いたわけですが、物価高騰対策はどのような手続を経て意思決定されたのでしょうか。

○小澤総合政策部次長 総合政策部において、各部から提出された対策を取りまとめ、市長、副市長との協議を経て庁議において決定しております。

○まじま委員 各部局から提案を出してもらったということなんだと思います。その中には、公共施設のLED化より、市民の懐を暖めるいい提案もあったんじゃないかなとも思われます。推奨メニューにあるから実施するっていうのじゃなくて、市民の要望がどこにあって、それにどれだけ応えられるのかということが大事ではないかなというふうに思っています。

そこで、今回、物価高騰対策で幾つか事業がありましたが、どういう優先順位で決めてこられたのか、お示しをいただきたいと思います。

○小澤総合政策部次長 令和7年度予算では、今後も物価高騰の状況が続くと見込まれることから、生活者や事業者の持続的な負担軽減を考慮し、事業効果が一定期間に及ぶことも念頭に置きながら、国や北海道の動向、交付金の残額等を踏まえ、対策を取りまとめたところでございます。

○まじま委員 さきに言いましたように、LED化については私は疑問を持っていますが、この中に小中学校の学校給食費支援費が入っていました。この点については、令和7年度は市が負担して、令和5年度は保護者に負担していただくという条件づけだったと思いますが、これは、私はちょっといただけないなと思っています。

ただ、そうはいっても、市民負担を軽減する、評価できるものとは思っています、支援をするということは。

これは、臨時交付金を活用しているわけですね。臨時交付金というのは、次年度はどうなるのか、次年度は給食費に支援しないのかと不安になりますが、この点について見解を伺いたいと思います。

○熊谷総合政策部長 給食費への支援について、委員の御指摘のとおり、令和7年度予算につきましては、これまで市費で負担しておりました令和5年度の値上げ分につきましては保護者の皆様に御負担いただきますが、令和7年度の値上げ分につきましては市費で負担してまいりたいと考えております。

給食費への支援につきましては、物価高騰の影響が大きい子育て世帯に対して有効な対策ではございますが、こうした財源の確保が大きな課題であると考えております。今後におきましても、物価の状況や、様々な動きも見られます国の動向、そして本市の財政状況等を踏まえ、検討してまいりますし、加えて、物価高騰対策につきましても、物価やエネルギー価格の高騰による市民生活や経済活動等への影響を注視し、必要に応じて対策を検討してまいります。

○まじま委員 総合政策部長は、今、検討するということだったんですけど、市長は、政治姿勢と

して、子育て世代に重点的に支援するという行政を行ってきましたよね。私は、これ、やめることにはならないと思うんですよ。

このままで終われないので、最後、副市長に実施に向けてのお気持ちを伺いたいと思います。

○菅野副市長 先ほど部長からも答弁させていただきましたけれども、給食費への支援につきましては、やはり、物価高騰の影響が大きい、特に生活の中での影響が大きい子育て世帯に対して有効な政策だというふうに思っておりますし、市といたしましては、これに限らず、子育て世帯への支援全体の中で何が一番有効なのか、何が望まれているかというのを検討しながら進めてきているところでございます。

給食費の支援については、同じ規模を毎年支出するとなると毎年1億7千万円という財源が必要になりますので、決して少くない数字でございますので、考え方としては、この物価高騰がこのまま続く以上は、一昨年から継続している給食費の支援について継続していきたいという考え方はありますけれども、やはり、そこは全体的な予算の中で判断することになるかというふうに思います。

私どもとしましては、従前から給食費無償化について国のほうにも要望しておりますし、国のほうでも様々な議論があるように報道などでは伺っているところでございますので、引き続き、給食費の無償化に向けて私どもについても国に働きかけをしていきたい、そのように考えているところでございます。

○まじま委員 最後の項目になります。

市政方針について、ちょっと伺ってきたいと思います。

市長は、就任後の所信表明の中で、長年の市政の停滞、閉塞感を強調されておりました。今回の市政方針の中でも、3年5か月前は、長年、市政の停滞感、閉塞感に覆われていたものが、変わってきたと言われていました。が、その表現に、私自身はどうなのかなあというふうな部分もあって、今回、資料も見ながら何点か確認をさせていただきたいと思います。

ただ、資料は、見ていただくと分かりますけれども、一側面だというふうに思っていますので、これで全体だとは思えないんですけども、一応、参考になるぐらいのものになっているかなと思います。

最初にお伝えしますが、この資料は旭川市の人口動態からの数字ですよ。

資料を見ると、依然として人口減少が続いているけれども、これについて、どうなのかと。確かに、社会増減は、令和5年は110人減ったんですけど、令和6年は社会減が約400人に増えているというのが資料で分かっていただけだと思います。自然減は3年連続3千人を超えていると。令和6年の3千857人の自然減は過去最高の数字にもなっていると思うんですね。

いろんな条件のことを考えなければ、変わっていないんじゃないのというふうにも見えるわけですけども、どう変わったと認識しているのか、伺いたいと思います。

○北嶋総合政策部次長 停滞感、閉塞感につきましては、市長就任当時、長引くコロナ禍や未解決のいじめ問題に加え、転出超過数が道内都市でも多いこと、また法人所得が低迷しているなどの課題から、停滞感や閉塞感を感じていた方も多かったのではないかと認識を令和5年の市政方針において述べているところでございます。

現状、コロナ禍につきましては、一昨年の5類への変更に伴い、通常的生活様式に戻っておりま

して、例えば、旭川空港の利用につきましてもコロナ禍前と同程度まで回復していると、そういったこともあって当時とは状況が変わってきているところがございます。また、いじめ問題につきましても、昨年、再調査委員会から報告書の提出もあり、真相解明と再発防止対策が進んでいることから、未調査であった当時とは異なる状況にあるものと考えております。

人口動態のうち、社会動態につきましては、令和3年から5年にかけて転出超過数が減少傾向にありましたけれども、令和6年は増加に転じておりまして、依然として大きな課題と認識しているところがございます。

○まじま委員 人口減少に対することは大きな課題というふうな認識を伺いました。

下段のほうに行くと、同じ資料で法人所得の推移について示されています。平成25年度、道内での順位は3位だったわけですが、平成26年度の道内順位は4位に1つ下がり、それ以降は5位を続けているわけですね。

現状はどのように認識されているのでしょうか。

○狩野総合政策部政策調整課主幹 平成27年度以降は札幌、帯広、函館、苫小牧に次いで5位になっており、公表されている最新の令和4年度においても同様となっております。

○まじま委員 3年5か月前から変わったというふうに強調されていたわけですが、この資料だけを見ると、本当なのかなって思えてきてしまいます。何度も言いますが、これは一つの断面ですので、全体ではありません。

人口減少対策を取ってきたものと思いますが、なぜ上向かないのか、どんな要因があるとお考えでしょうか。人口減少対策にこれからどう取り組んでいくおつもりなのか、伺いたいと思います。

○熊谷総合政策部長 まず、人口減少の要因でございますが、人口減少は、少子高齢化により全国で進行している状況にあり、特に、出生数の低下に歯止めがかかっていない状況から自然減の拡大傾向が続いております。本市においても、同様に出生数の低下が続いており、子育てに係る経済的な負担をはじめ、未婚化や晩婚化など様々なものが起因しているものと考えております。

また、社会減については、本市では特に若年層の転出が続いておりますが、これは、進学や就職のタイミングで、カリキュラムや給与面など、より魅力的な進学先や就職先を求めて大都市圏に転出することが大きな要因と考えており、さらに、こうした若年層の減少は自然減にも影響しているものと考えております。

人口減少対策については、まずは人口減少のペースを緩やかにしていくため、今後も子育て支援や教育環境の充実により安全、安心に子育てができることに加えまして、旭川市立大学との連携強化により、市立大学が魅力的な進学先となることや、卒業生が地元企業へ就職することが増加すること、そういったことを目指すとともに、地域産業の発展や、交流人口の増加などの地域経済の活性化、さらには、様々な若者の地元定着の取組などを総合的に継続して進めてまいりたいと考えております。

○まじま委員 今日質疑させていただいた項目は、地域振興部では公共交通とか中心市街地活性化を取り上げさせてもらいました。以前から対策が求められてきた課題です。どちらも、解決策が見つかった状況ではありません。人口減少も止まっていないし、これは原因がどこにあるか分かりませんが、法人の所得も伸び悩んでいると。

私も、ただ批判しているわけじゃなくて、二元代表の議会の議員として問題解決に携わっていき

たいと思っています。ただ、二元代表の最初の認識が違えば方向性もずれてしまいますので、これだけ課題があれば、まだ停滞、閉塞しているような状況もあるんじゃないかと思いますが、以上のことを踏まえて、副市長の認識を伺いたいと思います。

○菅野副市長 非常に難しい認識をお尋ねされているというふうに思いますけども、人口の減少であつたり、あるいは法人所得であつたり、あるいは公共交通であつたり、やはり、ベースはそこに住む人であり、そこに住む人がそのエリアの中で暮らしていけるような社会状況があるということがまず前提であるというふうに考えます。

私どもは、様々な施策を講じ、様々な資料を読み、様々な組合せでいろんな事業をやっていますが、なかなか、委員の御指摘のように、じゃ、人口が増えているかという、そうでもないですし、減り方については一定程度でありますし、法人所得も増えているわけではありませんが、一方で、この何年かの間で企業進出であつたり企業誘致がかなり成功しているところがございまして、やはり、新たな産業が旭川で動き出しているというのは事実であります。また、買物公園の人通りを見て分かりますように、やっぱりコロナ禍の状況とは段違いでございまして、外国人の方も多く見られる状況にあります。

そこには、やはり、いろんな企業は、投資のチャンスがありますし、そこで稼ぐチャンスもあると考えているんですね。私どもとしましては、そのような企業を、あるいは企業活動を支援して、そこで働きたくなる環境を醸成するということも一つ必要なかなというふうに考えます。

社会減の中で、割と20代から30代にかけての女性の方の転出が多いという事実もございまして、それは、やはり働く先の問題もございまして、私どもとしては、特に中心市街地も含めて、そこに投資をしたくなるような状況をまずつくることが必要なかなというふうに考えてございます。

一つの政策で全てが解決するわけではございませんけれども、これからも、いろんな地域のいろんな先進事例を勉強させていただいて、いろんなことの組合せをしながら、市民の方とも議論をして、様々な施策に取り組んでいきたいと考えてございます。

○えびな委員長 それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後4時56分